No. 1 - 1 法 人 関 係

# 令 和 元 年 度 社会福祉法人自主点検表(伊佐市用)

		1			
	種 別				
施設	所 在 地				
	名 称				
1		ı			
	所 在 地				
法人	名 称	社会福祉法人			
	代表者	理事長			印
	年月日		年 月	日 (	)
点 検 状 況	点 検 者	職名	氏 名		
	W 12 1	職名	氏名		
		職名	氏 名		
		19X 7_1	Д П		
監 査 当 日 の 立 会 い	立 会 者	職名	氏 名	<b></b>	
		職名	氏 名		
	電話				
連絡先	FAX				
	HP, Eメール アドレス				

<sup>※</sup> 本調書は、見開きで使用しますので、<u>両面印刷をして提出される場合は、表紙から</u> <u>最終ページ(空白ページを含む。)まで、そのまま両面印刷</u>をしてください。

### 1 指導監査の法的根拠

施設等の種類			指導監査の根拠	
社会	会福祉法人		社会福祉法第56条第1項	
社 + +=++++==		特別養護老人ホーム	老人福祉法第18条第2項	
会	老人福祉施設	養護老人ホーム	老八個性広第10末第2項	
福		軽費老人ホーム	社会福祉法第70条	
祉	祉 障害者支援施設		社会福祉法第70条	
設	施 設 児童福祉施設		児童福祉法第46条第1項	
 幼保連携型認定こども園		も園	就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進 に関する法律	

## ○ 社会福祉法第56条第1項(監督)

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の 状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務 若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

#### 〇 社会福祉法第70条(調査)

都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他の事業経営の状況を調査させることができる。

#### ○ 老人福祉法第18条第2項(報告の徴収等)

都道府県知事は、前条第1項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

### ○ 児童福祉法第46条第1項(報告徴収·改善命令等)

都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、 児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、 関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させる ことができる。

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律法第19条第1項 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除 く。)については、当該指定都市等の長(第二十八条から第三十条まで並びに第三十四条第三項及び第九項 を除き、以下同じ。)は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の 設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、 若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

## 【法令・通知等の略号】

略号	法 令 · 通	知 等		備	考
法人	社会福祉法人				
法	社会福祉法	(昭和26年法律 第45号)			
令	社会福祉法施行令	(昭和33年政令 第185号)			
規則	社会福祉法施行規則	(昭和26年厚生 省令第28号)			
認可通知	社会福祉法人の認可について(通知)	亚世10年10日 1	厚生省		
審査基準	// 別紙1「社会福祉法人審 査基準」	平成12年12月 1 日付け 障第890号	大臣官房障害保 健福祉部長 社会・援護局長		
定款例	// 別紙2「社会福祉法人定 款例」	社援第2618号 老発第794号 児発908号	老人保健福祉局 長 児童家庭局長 連名		
審査要領	社会福祉法人の認可について(通知)別紙「社会福祉法人審査要領」	平成12年12月 1 日付け障企第59 号・社援企第35 号・老計第52 号・児企第33号	厚生省 大臣官房企 是一度。 是一位 是一位 是一位 是一位 是一位 是一位 是一位 是一位 是一位 是一位		
徹底通知	社会福祉法人の認可等の適正化並びに 社会福祉法人及び社会福祉施設に対す る指導監督の徹底について	平成13年7月23 日付け雇児発第 488号・社援発第 1275号・老発第 274号	厚生労働省 雇用均等・児童 家庭局長,厚生 労働省社・厚生援 護局長・健局長連 省老健局長連		
入札通知	社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて	平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号·社援基発0329第1号·管企発0329第1号·老高発0329第3号	厚生労働・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
会計省令	社会福祉法人会計基準	平成28年厚生労 働省令第79号			
運用上の取扱い	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会 計処理等に関する運用上の取扱いにつ いて	平成28年3月31 日付け雇児発 0331第15号・社 援発0331第39号 ・老発0331第45 号	厚生労働省 雇用均等・児童 家庭局長,厚生 労働省社会・援 護局長,厚生労 働省老健局長 連名		

略号	法 令 • 通	知 等		備	考
留意事項	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会 計処理等に関する運用上の留意事項に ついて	平成28年3月31 日付け雇児総発 0331第7号·社 援基発0331第2 号·障障発0331 第2号·老総発 0331第4号	厚生労場等。 長生労場局等。 長年 原子。 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年 一年		
平成28年改正法	社会福祉法等の一部を改正する法律	平成28年法律第 21号			
平成28年改正政令	社会福祉法等の一部を改正する法律の 施行に伴う関係政令の整備等及び経過 措置に関する政令	平成28年政令第 349号			
海外事業の実施等 通知	社会福祉法人による海外事業の実施等について	平成30年7月2 日社援基発0702 第1号	厚生労働省 社会・援護局福 祉基盤課長		

## 添 付 資 料

本調書を提出する際は、下記のうち該当する資料も併せて提出してください。

## 1 社会福祉法人会計基準を適用する法人

	太人会計基準を週用する法人 「	124 15
区分	名 称	様式
<u>計算書類</u>	<ul> <li>◎資金収支計算書</li> <li>· 沒金収支內訳表</li> <li>· ②○事業区分資金収支內訳表</li> <li>· ○○拠点区分資金収支計算書</li> <li>· 資金収支予算書</li> <li>○事業活動計算書</li> <li>· 事業活動計算書</li> <li>· 事業活動內訳表</li> <li>· ○○事業区分事業活動計算書</li> <li>· ○○事業区分事業活動計算書</li> <li>○ ②貸借対照表</li> <li>· 法人单位貸借対照表</li> <li>· 貸借対照表内訳表</li> </ul>	会計 1 号第 2 号第 1 号第 4 様式式式 3 長等第 4 様式式 3 長等第 2 号第 2 号第 3 号第 2 号第 4 様
	<ul><li>○○事業区分貸借対照表内訳表</li><li>○○拠点区分貸借対照表</li></ul>	第3号第3様式 第3号第4様式
附属明細書 及び財産目録	(1)全事業に係る附属明細書 ・借入金明細書 ・寄附金収益明細書 ・補助金事業等収益明細書 ・事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 ・基本金明細書 ・基本財産及びその他の固定資産の明細書 ・基本財産及びその他の固定資産の明細書 ・法人全体の総括表も作成すること) ・引当金明細子 ・〇〇拠点区分資金収支明細書 ・〇〇拠点区分事業活動明細書 ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 ・サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書 ・財産目録  (2)就労支援事業に係る附属明細書 ・就労支援事業別事業活動明細書 ・就労支援事業別事業活動明細書 ・就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用) ・就労支援事業明細書 ・就労支援事業明細書(多機能型事業所等用) ・就労支援事業明細書 ・就労支援事業明細書(多機能型事業所等用) ・就労支援事業明細書 ・就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)	運用上取扱別紙 3 (①)別紙 3 (②)別組紙 3 (③)別別組 3 (④)別別組 3 (⑤)別別組 3 (⑥)別別組 3 (⑥)別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別別
その他	<ul> <li>その他必要と思われる台帳(明細書)</li> <li>(未収金,未払金,有価証券,前払金,預り金,貸付金,立替金,仮払金,仮受金,固定資産管理台帳等など決算に関する資料)</li> <li>取引金融機関の発行する年度末全ての預金残高証明書・取引金融機関の発行する年度末全ての貸付金(又は借入金)残高証明書</li> </ul>	モデル経理規程補助 簿様式例
	MDHE (18	

## 2 就労支援事業を行っている法人(該当する区分の資料を提出してください)

※・「(別紙 3⑮~⑱)」の様式番号は運用上取扱による。

		サービス区分ごとの各	就労支援事業の年間売上高
	拠 点 区 分	5,00万円以下	5,000万円 超
サービス区分における事業所の種	就労支援事業が1つのみの事業所又は 障害者支援施設 就労支援事業が複数の事業所又は障害 者支援施設	· 就労支援事業別事業活動明細書別紙 3(⑤-1) · 就労支援事業明細書別紙3(®-1)  · 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)別紙 3(⑤-2)  · 就労支援事業明細書(多機能型	就労支援事業別事業活動明細書 (就労支援事業別損益計算書, 就労支援事業別正味財産増減計算書 を含む)別紙3(⑮-1) 就労支援事業製造原価明細書 別紙3(⑯-1) 就労支援事業販管費明細書 別紙3(⑰-1) 就労支援事業別事業活動明細書 (多機能型事業所等用) 別紙 3(⑯-2) 就労支援事業製造原価明細書 (多機能型事業所等用) 別紙 3(⑯-2)
類		事業所等用) 別紙 3(億−2) 	就労支援事業販管費用明細書 (多機能型事業所等用) 別紙3(⑪-2)

- 3 授産事業を行っている法人(以下の資料も提出してください)
  - 〇 授産事業費用明細書 (運用上取扱 別紙 3(⑲))

## 目 次

弗Ⅰ	<b>法人理</b> 名		
1	定款		1
2	内部管理体制 ······		3
3	評議員・評議員会		
	(1) 評議員の選任		5
	(2) 評議員会の招集・運営		
4	理事		٦
4		4	_
			7
	(2) 選任及び解任		7
	(3) 適格性		9
	(4) 理事長	2	2 1
5	監事		
	(1) 定数	2	2 3
	(2) 選任及び解任	2	2 3
	(3) 職務・義務	2	2 7
6	理事会		
Ū	(1) 審議状況	3	3 1
	(2) 記録		, . 3 7
	(3) 債権債務の状況		9
_			
		3	3 9
8	評議員,理事,監事及び会計監査人の報酬		
	(1)報酬		1 3
	(2)報酬等支給基準	4	1-7
	(3)報酬の支給	4	9
	(4) 報酬等の総額の公表	4	- 9
第Ⅱ	事業		
1	事業一般	5	5 1
2	社会福祉事業 ·······		5 7
3	公益事業		, ,
4	以益事業 ····································		5 5
4	火 <u>血</u>	C	, ,
/-/- TTT	<i>∱</i> <del>†</del>		
	管理		
1	人事管理	6	5 7
2	資産管理		
	(1) 基本財産	6	5 7
	(2) 基本財産以外の財産	6	9
	(3) 株式保有	7	' 1
	(4) 不動産の借用	7	<sup>'</sup> 3
3	会計管理		
Ū	(1)会計の原則	7	' 5
	(2) 規程・体制		7
	(3)会計処理		,
	(0) An A-		
		1 0	
		1 C	) 5
4	その他		
		1 1	3
	(2) 社会福祉充実計画	1 1	5
		1 1	5

## 主眼事項及び着眼点(法人関係)

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第  法人運営		
1 定款	1 定款は、法令等に従い、必要事項が記載されているか。	いる・いない
	また、定款の必要的記載事項(法第31条第1項)が事実に反するものとなっていないか。	いない・いる
	<ul><li>2 定款の変更手続</li><li>(1) 定款の変更が評議員会の特別決議を経て行われているか。</li></ul>	いる・いない
	(2) 定款の変更が所轄庁の認可を受けて行われているか。	いる・いない
	また、所轄庁の認可が不要とされる事項の変更については、所 轄庁への届出が行われているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	 根 拠 法 令	特記事項
7 1 7 7 7 7 1 7 1	内 小 百 块	111 120 121	17 元 字 久
○ 定款については、定款例の文言の全てに 法人が東されるものではなくなったととに記念の必要的記載事項 <法第31 条第1項各号に掲げる事項> ・目的(第1号) ・名称(第1号) ・名称(第1号) ・名称(第1号) ・名称(第1号) ・名称(第1号) ・名称(第1号) ・和のでは第1号) ・和のでは第1号) ・和のでは第1号) ・一のでは、第1号) ・一のでは、第1号) ・一のでは、第1号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第10号) ・一のでは、第110号) ・一つのでは、第110号) ・一つのでは、第110号) ・一つのでは、第110号)	定款	法第31 条第 1 項	カ <sup>*</sup> イト <sup>*</sup> ライン (I -1-1)
○ 所轄庁への届出で足りる変更事項 ・事務所の所在地(第 4 号) ・資産に関する事項(第 9 号) (基本財産が増加する場合に限る。) ・公告の方法(第15号) の変更のみであり(規則第 4 条), ○ 相対的記載事項及び任意的記載事項の 変更については、軽微な変更であっても所 轄庁の認可が必要であることに留意	・議 題た は所て認決員議招評・理議変変轄い 知会決 可出保類の 可出保類 すます ままする	法第45 条の36 第1項, 第2項, 第4項, 第45 条の9第7項第 3号, 規則第4条	カ*イト* ライン (I -1-2)

主眼事項	着眼点	自己評価
	3 定款の備置き・公表 (1) 定款を事務所に備え置いているか。	いる・いない
	(2) 定款の内容をインターネットを利用して公表しているか。	いる・いない
	(3) 公表している定款は直近のものであるか。	ある・ない
2 内部管理体制	1 特定社会福祉法人における内部管理体制の整備	
	(1) 内部管理体制が理事会で決定されているか。	いる・いない
	(2) 内部管理体制に係る必要な規程の策定が行われているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 主たる事務所 実際に備え置かれているかについて確認 ○ 従たる事務所 実際に備え置かれているか,又は電子計算機(パソコン)に電磁的記録が記録されているかの記録が記録されているかのるかについて確認 ○ インターネットの利用による公表原則として、法人(又は法人が加入する団体)のホームページへの掲載による。具体的な公表の方法に関する規程とを確認 ○ 公表の範囲については、個人の権利利益が害されるおそれがある部分(例:公表することにより個人又は利用者の安全により個人又は利用者の安全により個人又は利用者の安全に表することにより個人又は利用者の安全に表するにより個人又は利用者の安全により個人又は利用者の安全により個人又は利用者の安全により個人又は利用者の安全に表す恐れがある母子生活支援施設等の所在地)を除く。		法第34 条の2第1項, 第4項, 第59 条の2第 1項第1号, 規則第2条の5, 第10 条第1項	ガイドライン (I −1−3)
○ 特定社会福祉法人事業規模が政令で定める基準を超える法人 (法人単位事業活動計算書の年間のする法人 (法人単位事業活動計算書の年超えるの後 円を超える (法人単位事業活動計算書の年超が30億円を超れるののではないのでではないのでではないのででではないのでではないのででではないのででではないのででではないででではないででではないででではないででではないででではないのででではないででではないででではないのないでででは、	関係規程、理事会の議事録	法第45条の13第5項,令第13条の3,規則第2条の16	カ* イト* ライン (I -2-1)

主眼事項	着眼点	自己評価
3 評議員・評議員 会		
(1)評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。	いる・いない
(1) 評議員の選任	1 法律の要件を満たす者が適正な手続により選任されているか。 定款の定めるところにより、社会福祉法人の適正な運営に必要な 識見を有する者が選任されているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 評議員の資格については、「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有するり選任をして法人において、制限を受けるものでは、ではない。そのため、必要な識別を有有ないいであるととがいるととがある。では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	評議員の選任に関連の選任に関連の選任に関連の選任に関連の選任に関連の選任に関連の選任を記述を表する。  「は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	法第39条	が イト うイン (I-3-(1)-1)

主眼事項	着眼点	自己評価
	2 評議員の選任 (1)欠格事由に該当する者が選任されていないか。	いない・いる
	(2) 当該法人の役員又は職員を兼ねていないか。	いない・いる
	(3) 当該法人の各評議員,各役員と特殊の関係にある者が選任 されていないか。	いない・いる
	(4) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が評議員の総数の5分の1を超えて選任されていないか。	いない・いる
	(5) 実際に評議員会に参加できない者が名目的に選任されていないか。	いない・いる
	(6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に評議員と して選任されていないか。	いない・いる
	(7) 暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員となっていないか。	いない・いる

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
法人は、評議員の選任に当たり、次の確認を行う必要がある。     · 評議員候補者が欠格事由に該当しないか     · 各評議員又は各役員と特殊の関係にないか     · 暴力団員等の反社会的勢力の者でないか	評議員の選任手続に おける関係書類(履 歴書,誓約書等) 役職員名簿 評議員会の議事録等	法第 40 条第1項, 第2項, 第4項, 第5項, 第61条第1項, 審査基準第3の1の (1), (3), (4), (6)	がイト* ライン (I −3−(1)−2)

#### (法人による確認方法)

- ・履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えない。
- ・法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。

#### 【欠格事由(評議員となることができない者)】

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人(<del>成年被後見人又は被保佐人</del>心身の故障のため職務を執行することができない者として 厚生労働省令で定めるもの)
  - ( )書きについては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に係る社会福祉法の改正、施行期日は、法律の公布の日から3月
  - ※ 施行期日までに、省令等の改正を実施する予定
- ③ 生活保護法,児童福祉法,老人福祉法,身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ,その執行を終わり,又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

#### 【各評議員又は各役員と特殊の関係にある者の範囲】

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の7, 第2条の8)
  - i 当該評議員又は役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ii 当該評議員又は役員の使用人
  - iii 当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - iv ii 又はiiiの配偶者
  - v i~iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
  - vi 当該評議員又は役員が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、 業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に 限る。)
    - (注) 法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。
  - vii 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び 役員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)
  - viii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の評議員の総数の3分の1を超える場合に限る。)
    - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人
- 〇 関係行政庁の職員が法人の評議員になることは、法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」(第1項第2号)及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」(同項第3号)と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。
- 〇 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が評議員となることのみをもって不当な関与であるとはいえないが、役員と同様に、評議員総数の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与に当たるものと考えられる(法第109条第5項(役員に関する規定))。
- 評議員会を欠席することとなることは適当ではないため、評議員にこのような者がいないかについて確認 (判断を行う基準)

#### 原則として.

- ・当該年度及びその前年度の評議員会を全て欠席している者であること
- ・ 当該年度及びその前年度の評議員会の開催が 1 回のみである場合には、直近 2 回の評議員会を欠席している者であること

主眼事項	着眼点	自己評価
	3 評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超えているか。	いる・いない
(2)評議員会の招 集・運営	<ul><li>1 評議員会の招集 <ul><li>(1) 評議員会の招集通知を期限までに評議員に発しているか。</li></ul></li></ul>	いる・いない
	(2) 招集通知に記載しなければならない事項は理事会の決議によっているか。	いる・いない
	(3) 定時評議員会が毎会計年度終了後一定の時期に招集されているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 評議員の人数:7人以上 (法第44条第3項:理事6人以上) 経過措置 平成27年度決算における法人単位事業活動計算書のサービス活動収益が4億円以下の法人については、平成29年度から平成31年度までの間の3年間について、評議員の数は4人以上であればよいこととされている(平成28年改正法附則第10条、平成28年改正政令第4条第1項)	定款、「漢字」では、「漢字字」では、「注:「如字字」では、「注:「如う、「注:「如:「如字字」では、「注:「如:「如字字」では、「注:「如:「如:「如:「如:「如:「如:「如:「如:「如:「如:「如:「如:「如:	法第40条第3項	カ*イト* ライン (I -3-(1)-3)
○ 評議員会の招集については、理事会の決議員会の招集については、理事が関係を定め、理事等はなび前に書りいるのの1週間によないする方法で行っては、理事項にありいる方法でででは、理事項がある場所では、理事項がある場所では、理事項がある。では、理事項がある場所であるがある場所であるがある。では、理事項がある場所であるがある事では、理事項がある事業をである。ののであるがある事業をである。ののであるが表が、は、理事項がある事業をである。ののであるが表がある場合に、ののであるが表が、は、でのであるが表が、は、でのであるが、でのであるが、でのであるが、でのであるが、でのであるが、でのであるが、でのであるが、でのであるが、でのであるが、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でのでは、でので	評議員会の議事録、評議員会の議事録が確認できる書類	同条第 10 項により準用 される一般法人法第 181	カ*イト*ライン (I -3-(2)-1)

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	2 決議 (1) 決議に必要な数の評議員が出席し、必要な数の賛成をもって 行われているか。	いる・いない
	(2) 決議が必要な事項について,決議が行われているか。	いる・いない
	(3) 特別決議は必要数の賛成をもって行われているか。	いる・いない
	(4) 決議について特別の利害関係を有する評議員が議決に加わっ ていないか。	いない・いる
	(5) 評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合) や評議員会への報告があったとみなされた場合(報告を省略した場合)に、評議員の全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示があるか。	ある・ない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 評議員会で決議を行うためには、議決に加わることができる評議員の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)の出席が必要である(法第45条の9第6項)。なお、この「議決に加わることができる評議員」には、当該決議に特別の利害関係を有する評議員(法第45条の9第8項)は含まれない。	定款、評議員会の議事録、同意の意思を思います。またの書面又は定義の意思を記した書類の利害という。	第8項まで、 同条第10項により準用 される一般法人法第194 条第1項,第195条	がイト <sup>*</sup> ライン ( I −3− (2) −2)
10) 普莱耳曼切法莱耳 法令及(1)正规1、正仪)	の事用に貼り行うこと	かじさる しまま 40 全(り) 8	

- 〇 評議員会の決議は、法令及び定款に定める事項に限り行うことができる(法第45条の8 第2項)。定款に定める事項の他、次の事項について、評議員会の決議が必要である。
  - 理事、監事、会計監査人の選任及び解任
  - 理事,監事の報酬等の決議(定款に報酬等の額を定める場合を除く。)
  - 理事等の責任の免除
  - 役員報酬等基準の承認
  - 計算書類の承認
  - 定款の変更
  - 解散の決議
  - 合併の承認
  - 社会福祉充実計画の承認
- 〇 特別の利害関係を有する評議員の存否については、その決議を行う前に、法人が各評議員 について確認しておく必要がある。
- 〇 確認は、原則として議事録で行う。

ただし、次の場合、個別の議案の議決の際に改めて確認を行う必要はない。

- 評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には法人に申し出ることを定めた通知を発した場合
- 評議員の職務の執行に関する法人の規程で、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害 関係を有する場合には届け出なければならないことを定めている場合
- 〇 普通決議(特別決議以外の決議)は、出席者の過半数(定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上)の賛成(法第45条の9第6項)をもって行う。
- 〇 特別決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2(定款で3分の2を上回る割合を定めた場合にはその割合)以上の賛成(法第45条の9第7項)をもって行う。
  - ※ 特別決議によって行われることが必要な議案
    - ① 監事の解任
    - ② 役員等の損害賠償責任の一部免除
    - ③ 定款変更
    - ④ 法人の解散
    - ⑤ 法人の合併契約の承認
- 〇 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき、議 決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたと きは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされる(法第45条の9第1 0項により準用される一般法人法第194条第1項)。

また、理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、 当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったとみなされる (法第45条の9第10項により準用される一般法人法第195条)。

主眼事項	着眼点	自己評価
	3 議事録の作成・保存 (1) 厚生労働省令に定めるところにより、議事録を作成している か。	いる・いない
	また、定款に議事録署名人(議事録に署名又は記名押印することと定められた者をいう。)が定められている場合には、定款に従ってその署名又は記名押印がされているか	いる・いない
	(2) 議事録を法人の事務所に法定の期間備え置いているか。 ① 主たる事務所:10年間 ② 従たる事務所:5年間	いる・いない
	(3) 評議員会の決議があったとみなされた場合(決議を省略した場合)に、同意の書面又は電磁的記録を法人の主たる事務所に10年間備え置いているか。	いる・いない

○ 法令上は、評議員会の議事録に、出席した評議員が署名又は記名押印をすることを必要とする旨の規定はないが、議事録の内容が適正なものであることを担保する観点から、定款に議事録署名人に関する規定を設けることが望ましい(定款例第 14 条条昭)	チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
0/10×2 KRM	た評議員が署名又は記名押印をすること を必要とする旨の規定はないが、議事録の 内容が適正なものであることを担保する 観点から、定款に議事録署名人に関する規	同意の意思表示を行った書面又は電磁的	より準用される一般法 人法第194条第1項,第 2項, 法第45条の11第1項か	· ·

#### 〇 議事録の記載事項

- (1) 開催された評議員会に関する事項(規則第2条の15第3項)(注1)
  - ① 評議員会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない評議員,理事,監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法(例:テレビ会議)を含む。)
  - ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
  - ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
  - ④ 法の規定に基づき評議員会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
    - i 監事による監事の選任若しくは解任又は辞任に関する意見(法第43条第3項において準用 する一般法人法第74条第1項)
    - ii 監事を辞任した者による監事を辞任した旨及びその理由(辞任後最初に開催される評議員会に限る。法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第2項)
    - iii 会計監査人による会計監査人の選任,解任若しくは不再任又は辞任に関する意見(法第43条第3項において準用する一般法人法第74条第4項)
    - iv 会計監査人を辞任した又は解任された者による会計監査人を辞任した旨及びその理由又は 解任についての意見(辞任又は解任後最初に開催される評議員会に限る。同上)
    - v 監事による理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録、その他の資料が法令若しくは定款に違反し、若しくは不当な事項があると認める場合の調査結果(法第45条の18第3項において準用する一般法人法第102条)
    - vi 監事による監事の報酬等についての意見(法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人 法第 105 条第 3 項)
    - vii 会計監査人による法人の計算書類及び附属明細書が法令又は定款に適合するかどうかについて、監事と意見を異にするときの意見(法第45条の19第6項において準用する一般法人法第109条第1項)
    - viii 定時評議員会において会計監査人の出席を求める決議があったときの会計監査人の意見(法 第 45 条の 19 第 6 項において準用する一般法人法第 109 条第 2 項)
  - ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
  - ⑥ 議長の氏名(議長が存する場合に限る。)
  - ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (2) 評議員会の決議を省略した場合(評議員会の決議があったとみなされた場合)の事項 (同条第4項第1号)(注2)
  - ① 決議を省略した事項の内容
  - ② 決議を省略した事項の提案をした者の氏名
  - ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
  - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

なお、この場合は、全評議員の同意の意思表示の書面又は電磁的記録を事務所に備え置くだけではなく、内容について評議員会の議事録に記載しなければならないことに留意すること。

- (3) 理事の評議員会への報告を省略した場合(報告があったとみなされた場合)の事項(同項第2号)(注3)
  - ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
  - ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
  - ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名 なお,この場合は,全評議員の同意の意思表示に係る書面等を事務所に備え置く必要はない こと。
- 議事録については、記載された事項の全てについて、出席していない評議員や債権者等が、その関係書類と併せて内容の確認ができるよう明確に記載する方法によらなければならない。

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	4 決算手続 (1) 計算関係書類等について、監事の監査を受けているか。	いる・いない
	(2) 会計監査人設置法人は、計算関係書類等について、会計監査 人の監査を受けているか。	いる・いない
	(3) 計算関係書類等は理事会の承認を受けているか。	いる・いない
	(4) 会計監査人設置法人以外の法人は、計算書類及び財産目録に ついて、定時評議員会の承認を受けているか。	いる・いない
	(5) 会計監査人設置法人は、計算書類及び財産目録を定時評議員 会に報告しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 決算に際しては、毎会計年度終了後3か 月以内に、計算関係書類(計算書類及びそ の附属明細書)及び財産目録(以下「計算 関係書類等」という。)を作成し、所轄庁 に提出しなければならない(法第59条)。	事による監査報告, 会計監査人による会 計監査報告,理事会	1	カ イト ライン (I -3-(2)-4)
○ 計算関係書類等を所轄庁に提出するにあれ 類及び財産目録については定時評議員会の 条の30、規則第2条の40)。会計監査人設 す場合には、計算書類及び財産目録につい ことで足りる(法第45 条の31、規則第2至 会計監査人設置法人が、次の①から③の全 条の40) (注1) ① 計算書類又は財産目録についての会計 ② 会計監査報告に関する監事の監査報告に いと認める意見がないこと ③ 計算書類又は財産目録について、特定監 たことにより、監事の監査を受けたもの	承認を受けたものでな 置法人においては,一 ては定時評議員会にお 条の40)。 こての要件を満たす場合 監査報告に無限定適正意 こ,会計監査人の監査の 監事が期限までに監査	ければならない(法第45 定の要件(注1)を満たいてその内容を報告する 、(規則第2条の39, 第2 意見が付されていることの方法又は結果を相当でな 服告の内容を通知しなかっ	
○ 計算関係書類等について理事会の承認を ならない。会計監査人を置く場合は、監事 査人の監査を受けなければならない(注2 (注2)監事の監査及び会計監査人の監査 を参照。	の監査に加え、計算関 )。	係書類等について会計監	
(監事の監査の概要) 〇 監事は、理事の職務の執行を監査し、監項)、いつでも理事及び職員に対して事業の況を調査することができ(同条第2項)、近ている。 〇 監事は、理事の職務の執行を監査し、監	の報告を求め、又は当記 適正な法人運営の確保/	亥法人の業務及び財産の状 に関する重要な役割を担っ	ガイドライン (I −5)
18 第 1 項)。 毎会計年度の計算書類及び事業報告並びるところにより、監事の監査を受けなけれ属明細書(計算関係書類(規則第 2 条の26書(以下「事業報告等」という。)の監査に等の手続に関する規定が法及び規則に設け 〇 計算関係書類の監査については、会計監	ばならず (法第45条の 第1項)) の監査と、 こついて、それぞれ監査 られている。	28), 計算書類及びその附 事業報告及びその附属明細 査報告の内容及びその作成	
査人の会計監査報告があることを前提とし法人と会計監査人非設置法人とで監査の内(会計監査人の監査の概要) ○ 法人の経営組織のガバナンスの強化,則会計監査人の設置が義務付けられており(定めなければならない。また,設置義務かすることができ(法第36条第3項),会計無にかかわらず同一である。	容は異なることとなる オ務規律の強化の観点が 法第 37 条), 定款に会 ない法人も定款の定め	。 いら, 特定社会福祉法人は 会計監査人の設置について かにより会計監査人を設置	カ゛イト゛ ライン ( I -7)
〇 会計監査人は、法人の計算書類及びその 務会計面から法人の適正な運営を確保する でも会計帳簿の閲覧等や法人の理事又は ができ(法第45条の19第3項)、その職 務及び財産の状況を調査することができ 類の監査を行うだけでなく、会計年度を記	役割を有している。ま 職員に対して会計に 哉務を行うために必要 る(同条第4項)よう	た、会計監査人は、いつ関する報告を求めることがあるときは、法人の業に、決算時に計算関係書	

ために必要な対応を行うものである。

主眼事項	着眼点	自己評価
4 理事 (1)定数	1 定数 (1)定款に定める員数が選任されているか。	いる・いない
	(2) 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	いる・いない
	(3) 欠員が生じていないか。	いない・いる
(2)選任及び解任	1 選任又は解任 (1)評議員会の決議により選任又は解任されているか。	いる・いない
	(2) 理事の解任は、法に定める解任事由に該当しているか。	いる・いない
	1 7	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 理事の員数 6人以上(法第44条第3項)の数を定款に定める。 ○ 当該法人において,理事候補者の選定,評議員会への理事の選任の議案提出,又は評議員会の開催等の理事選任に係る手続に関して,具体的な検討や実施がされているかを確認 ○ 理事のうち定款に定められた員数の3分の1を超えない欠員がある場合ははう法のでは記されて過ぎませいが,理事が,理事会の構成員として担務の執行の監督等の役割が十分に発揮ではないが,理事が,理事会の構成員と明確ではないが,理事が,理事長等の役割が十分に発揮ではないなが。法人において欠員の補充のないおそれがあり,法人において欠員の補充ので理事長等が手続を進めているか。)を確認	定款、理事の選任に関する評議員会議事録、理事会議事録、その他関係書類	法第 44 条第 3 項, 第45条の 7	カ <sup>*</sup> イト <sup>*</sup> ライン ( I -4-(1)-1)
○ 法保護 38 条条)。 と理事との関係は、評議第 38 条名者が、38 条名者が、38 条名者が、38 条名者が、38 条名者が、38 条名者が、38 条名が、38 条名が、38 会により、発生に関する規定により、そのため、評議員会により、そのため、評議員会により、明確をおいては、38 では、38	評議員会の議事録、語景の議事録のの議事録のの議事録のの議事録のの議事録のできませる。まままでは、おは、おは、おは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	法第 43 条第 1 項, 第45条の 4	が イト ライン ( I -4-(2)-1)

主眼事項	着眼点	自己評価
(3)適格性	1 理事の適格性 (1)欠格事由を有する者が選任されていないか。	いない・いる
	(2) 各理事について、特殊の関係にある者が理事総数の3分の1 (上限は理事を含めずに3人)を超えて含まれていないか。	いない・いる
	(3) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。	いる・いない
	(4) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。	いない・いる
	(5) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に 就任したり、理事として参加していないか。	いない・いる
	(6) 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。	いない・いる

チェックポイント	関係 書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 法人は、理事の選任に当たり、次の確認を行う必要がある。 ・理事候補者が欠格事由に該当しないか・各理事又は各役員と特殊の関係にないか・暴力団員等の反社会的勢力の者でないか	役員の選任手続にお ける関係書類(履歴 書,誓約書等),役員 名簿,理事会及び評議 員会の議事録等	法第 44 条第 1 項により 準用される法第 40 条第 1 項,第 44 条第 6 項 (参考) 法第 61 条第 1 項,第 109 条から 111 条まで, 審査 基準 第 3 の 1 の (1),(3),(4),(6)	がイト、ライン (I −4−(3)−1)

#### (法人による確認方法)

- ・履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方 法で差し支えない。
- ・法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。

#### 【欠格事由(理事となることができない者)】

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人(<del>成年被後見人又は被保佐人</del>心身の故障のため職務を執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの)
  - ( )書きについては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に係る社会福祉法の改正、施行期日は、法律の公布の日から3月
  - ※ 施行期日までに、省令等の改正を実施する予定
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

#### 【各理事と特殊の関係にある者の範囲】

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 厚生労働省令で定める者(規則第2条の10)
- i 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ii 当該理事の使用人
- iii 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- iv ii 又はiii の配偶者
- v i~iiiの三親等以内の親族であって,これらの者と生計を一にする者
- vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の 役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の理事の総数の3分 の1を超える場合に限る。)
- (注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。 vii 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人 の理事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
  - 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人
- ※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第 40 条第 1 項の適用を受けるための条件とされる特殊の関係にある者の範囲については、上記(注2)と同一ではないため留意が必要。
- 〇 関係行政庁の職員が法人の理事となることは、法第 61 条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」(第1項第2号)及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」(同項第3号)と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。
- 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものであることから、関係行政庁の職員が役員となることのみ をもって不当な関与であるとはいえないが、役員総数の5分の1を超える割合を占める場合は、不当な関与に当たるものと考えられる(法第109条第5項(役員に関する規定)役員総数に対する関係行政庁の職員である役員の割合について規定しており、役員、すなわち、理事と監事の合計数で判断される。)。
- 理事会を欠席することとなることは適当ではないため、理事にこのような者がいないかに ついて確認

## (判断を行う基準)

原則として、当該年度及びその前年度において、理事会を2回以上続けて欠席している者

主眼事項	着眼点	自己評価
	<ul><li>2 理事として含まれていなければならない者 (1) 社会福祉事業の経営に識見を有する者が選任されているか。</li></ul>	いる・いない
	(2) 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実 情に通じている者が選任されているか。	いる・いない
	(3) 施設を設置している場合は、当該施設の管理者が選任されているか。	いる・いない
(4)理事長	1 理事長及び業務執行理事 (1) 理事会の決議で理事長を選定しているか。	いる・いない
	(1) 理事会の人職で理事成を選定しているが。	0.00 - 0.000
	(2) 業務執行理事の選定は理事会の決議で行われているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 理事のうちには、「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」及び「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まれている必要がある(法第44条第4項第1号。第2号)。	理事の選任手続における関係書類(履歴書等),役員名簿,理事会及び評議員会の議事録等		ガイドライン (I −4−(3)−2)
また、施設を設置している法人は、施設の管理者」が理事として選任されている必(注)「施設の管理者」については、当該法人に理者を理事とする必要があるものではなくれば足りる。 なお、この場合の「施設」とは、原則とのために設置した施設をいうが、第2種社就労継続支援事業所等が法人が経営する事	要がある(同項第3号が複数の施設を設置して,施設の管理者のうち1 こして,法第62条第1項会福祉事業であっても,	号)。 「いる場合は、全ての施設の管 名以上が理事に選任されてい 質の第1種社会福祉事業の経営 保育所、就労移行支援事業所、	
う。 〇 「当該社会福祉法人が行う事業の区域にする審査要領第3の(2)の記載は例示でまた、それらの者が必ず含まれなければな	こおける福祉に関する あって, それらの者!	実情に通じている者」に関 こ限定されるものではなく,	
〇 平成 28 年改正法の施行後においては、 法律上、法人の代表権を有する者は理事 長のみとされ、理事長の代表権を他の者 に委任することはできない(理事長の職 務代行者を定め、職務代行者名で法人の 代表権を行使できることとする旨の定款 の記載は無効である。)。また、法人の代 表者の登記については、法に定める理事 長以外の者を代表者として登記すること はできないことにも留意する必要があ る。	定款, 理事会の議事 録	法第 45 条の 13 第 3 項, 第45条の16第 2 項	カ゛イト゛ライン ( I -4-(4)-1)
○ 業務執行理事は、法人の代表権を有さない(法人の対外的な業務を執行することはできない)ことに留意する必要がある。			
○ 理事長及び業務執行理事の選定については、法令上の手続に関する特別の規定はなく、理事会の決議事項(法第45条の14)として、法令及び定款に定める手続きに従って行う。 ・ 定款例第16条第2項参照			

主眼事項	着眼点	自己評価
5 監事 (1)定数	1 定数 (1) 定款に定める員数が選任されているか。	いる・いない
	(2) 定款で定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは遅滞なく補充しているか。	いる・いない
	(3) 欠員が生じていないか。	いない・いる
(2)選任及び解任	1 選任及び解任 (1)評議員会の決議により選任されているか。	いる・いない
	(2) 評議員会に提出された監事の選任に関する議案は監事の過半 数の同意を得ているか。	いる・いない
	(3) 監事の解任は評議員会の特別決議によっているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 監事の員数は、2人以上(法第44条第3項)の数を定款に定める。 ○ 定款に定めた員数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない(法第45条の7) ○ 監事に定款で定めた員数の3分の1を超えない欠員がある場合は、法令に直接的に明記されているものではないが、監事の役割が十分に発揮できないおそれがあり、法人運営の観点から適当ではないことから、法人において欠員の補充のための検討や手続が進められているかを確認	定款, 監事の選任に 関する評議員会議 事録, 理事会議事録 及びその他関係書 類	第45条の7第2項によ	ガイドライン (I −5−(1)−1)
○ 理事会が監事の選任には、監事が行為を含む。というというというという。 では、一部では、「というでは、「というでは、「というでは、「というでは、「というでは、「ないの、「ない」と、「ない。」、「ない。」、「ない。」、「ない。」、「ない。」、「ない。」、「ない。」、「ない。」、「ない。」、「ない。」、「ない、、「ない、、」、「ない、、」、「ない、、」、」、「ない、、」、」、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	評議議ののの会員とは、これでは、「は、「は、」ののの会員とは、「は、」ののののののののののののののののののでは、「は、」ののののののののでは、「は、」ののののののののでは、「は、」のののののののでは、「は、」のののののののののでは、「は、」ののののでは、「は、」のののののでは、「は、」のののののでは、「は、」のののののでは、「は、」ののののでは、「は、」のののでは、「は、」のののでは、「は、」のののでは、「は、」のののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」ののでは、「は、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、「は、、」のでは、、。」のでは、、。」のでは、、は、、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		カ*イト*ライン (I-5-(2)-1)

主眼事項	着眼点	自己評価
	2 監事の適格性 (1) 欠格事由を有する者が選任されていないか。	いない・いる
	(2) 評議員,理事又は職員を兼ねていないか。	いない・いる
	(3) 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等以内 の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係にある 者が含まれていないか。	いない・いる
	(4) 社会福祉協議会にあっては、関係行政庁の職員が役員の総数の5分の1までとなっているか。	いる・いない
	(5) 実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されていないか。	いない・いる
	(6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に監事に就任していないか。	いない・いる
	(7) 暴力団員等の反社会勢力の者が選任されていないか。	いない・いる

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 法人は、監事の選任に当たり、次の確認を行う必要がある。 ・監事候補者が欠格事由に該当しないか ・各監事又は各役員と特殊の関係にないか ・暴力団員等の反社会的勢力の者でないか	役監事の選任手続に おける書類(履歴書, 誓約書等),役員名 簿,理事会及び評議 員会の議事録	法第40条第2項, 第44条第2項,第7項	ガイドライン (I-5-(2)-2)

#### (法人による確認方法)

- ・履歴書若しくは誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方 法で差し支えない。
- ・法人の判断により官公署が発行する書類により確認することも考えられる。

#### 【欠格事由(監事となることができない者)】

- ① 法人
- ② 成年被後見人又は被保佐人(成年被後見人又は被保佐人心身の故障のため職務を執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの)
  - () 書きについては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案に係る社会福祉法の改正、施行期日は、法律の公布の日から3月
  - ※ 施行期日までに、省令等の改正を実施する予定
- ③ 生活保護法,児童福祉法,老人福祉法,身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処 せられ,その執行を終わり,又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ④ ③のほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまで の者
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員

#### 【各役員と特殊の関係にある者の範囲】

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 厚生労働省令で定める者 (規則第2条の11)
- i 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ii 当該役員の使用人
- iii 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- iv ii 又はiii の配偶者
- v i~iiiの三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- vi 当該理事が役員(注)若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の 役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法人の監事の総数の3分 の1を超える場合に限る。)
  - (注)法人ではない団体で代表者又は管理人の定めがある場合には、その代表者又は管理人を含む。 viiにおいて同じ。
- vii 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の社会福祉法人以外の団体の役員、 業務を執行する団体の役員、業務を執行する社員又は職員(同一の団体の役員等が当該社会福祉法 人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
- viii 他の社会福祉法人の役員又は職員(当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の評議員及び役員の合計数が,当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)
- ix 次の団体の職員(国会議員又は地方議会の議員を除く。)(同一の団体の職員が当該社会福祉法人の監事の総数の3分の1を超える場合に限る。)
- 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、地方独立行政 法人、特殊法人、認可法人
  - ※ 法人監査における確認事項ではないが、租税特別措置法第 40 条第 1 項の適用を受けるための 条件となる特殊関係者の範囲については、上記(注2)と同一ではないため留意が必要。
- 〇 関係行政庁の職員が法人の監事となることは法第61条に「国及び地方公共団体は法人の自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと」(第1項第2号)及び「法人が国及び地方公共団体に対して不当に管理的援助を求めないこと」(同項第3号)と規定し、公私分離の原則を定める趣旨に照らすと適当ではないことに所轄庁等関係行政庁は留意する必要がある。
- 社会福祉協議会については、公私の関係者の協力によって組織され運営されるものである ことから、関係行政庁の職員が役員となることのみをもって不当な関与であるとはいえない が、役員総数(注3)の5分の1を超える割合を占める場合は不当な関与であると考えられ るため、法により認められていない(法第109条第5項)。
  - (注3) 法第109条第5項は,役員総数に対する関係行政庁の職員である役員の割合について規定しており,役員,すなわち,理事と監事の合計数で判断されるものである。
- 理事会を欠席することとなることは適当ではないため、監事にこのような者がいないかについて確認

(判断を行う基準)

原則として、当該年度及びその前年度おいて理事会を2回以上続けて欠席している者

主眼事項	着眼点	自己評価
	3 社会福祉事業について識見を有する者及び財務管理について識見を有する者が含まれているか。	いる・いない
(3)職務・義務	1 監事の職務・義務 (1) 理事の職務の執行を監査し、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告を作成しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 識見を有する者であることの証明を求めることがないように留意 ○ 「社会福祉事業について識見を有する者」についての審査要領の記載(第3の(1))は例示であって、それらの者にのされるものではなく、また、それらの者が必ず含まれなければならないものでもない。 ○ 「財務管理について識見を有する者」については、公認会計士又は税理士が望ましい(審査基準第3の4の(5))。また、社会福祉法人、公益法人や民間企業等において財務・経理を担当した経験を有する者など法人経営に専門的知見を有する者もえられるが、これらの者に限られるものではない。	監事の選任手続に おける書類(履歴書 等),役員名簿,理 事会及び評議員会 の議事録	法第44条第5項	カ*イト* ライン ( I -5-(2)-3)
〇 監事の監査については、計算関係書類の 監査と事業報告等の監査のそれぞれについて、監査報告の内容を理事等に通知する 監事(特定監事)を定めることができる(この監事を定めない場合は、全ての監事が通知を行うこととなる。規則第2条の28、第2条の34、第2条の37)。	監査報告、監査報告の内容の通知文書	第 45 条の 28 第 1 項及び 第 2 項, 規則第 2 条の 26 から第 2 条の 28 まで, 第 2 条の 31, 第 2 条の 34から第 2 条 の37まで	ガイドライン (I −5−(3)−1)
〇 会計監査人非設置法人の計算関係書類つし	いての監査報告の内容が	又ひ于杭	

- (1) 監査報告の内容 (規則第2条の27)
  - ① 監事の監査の方法及びその内容
  - ② 計算関係書類が当該法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
  - ③ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
  - ④ 追記情報
    - i 会計方針の変更
    - ii 重要な偶発事象
    - iii 重要な後発事象のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項(規則第2条の27第2項)
  - ⑤ 監査報告を作成した日
- (2) 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない(規則第2条の28第1項)。
  - ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を経過した日
  - ② 計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
  - ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日(合意がある場合)

※ 特定監事: 計算関係書類等についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事, 定めていない場合は全ての監事をいう(規則第2条の28第5項)。

※ 特定理事: 計算関係書類等についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理

事,定めていない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事をいう (規則第2条の28第4項)。

主 眼	事項	着	眼	点	自己評価
		(2) 理事会への出席義務を	を履行しているか	0	いる・いない

- 会計監査人設置法人の計算関係書類についての監査報告の内容及び手続
  - (1) 監査報告の内容 (規則第2条の31)。
  - ① 監事の監査の方法及びその内容
  - ② 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由(会計監 査報告を期限までに受領していない場合はその旨)
  - ③ 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)
  - ④ 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
  - ⑤ 監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
  - ⑥ 監査報告を作成した日
  - (2) 特定監事は、次に掲げる日のうちいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に 対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければならない(規則第2条 の34第1項)。
  - ① 会計監査報告を受領した日から1週間を経過した日
  - ② 特定理事及び特定監事が合意により定めた日(合意がある場合)
- 〇 事業報告等に係る監査
  - 監査報告等の内容(規則第2条の36) (1)
    - ① 監事の監査の方法及びその内容
    - ② 事業報告等が法令又は定款に従い当該社会福祉法人の状況を正しく示しているかどうかにつ いての意見
    - ③ 当該法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実 があったときは、その事実
    - ④ 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
    - ⑤ 監査に関連する内部管理体制に関する決定又は決議がある場合に、当該事項の内容が相当でな いと認めるときは、その旨及びその理由
    - ⑥ 監査報告を作成した日
  - (2) 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、事業報告等に ついての監査報告の内容を通知しなければならない(規則第2条の37第1項)。
  - ① 事業報告を受領した日から4週間を経過した日
  - ② 事業報告の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
  - ③ 特定理事及び特定監事が合意により定めた日(合意がある場合)
- 監事の義務(法第45条の18第3項によ | 理事会の議事録 り準用される一般法人法第 100 条から第 102条まで)。
  - ① 理事の不正の行為がある若しくは当該行 為をするおそれがあると認められる場合,又 は法令, 定款違反の事実若しくは著しく不当 な事実があると認める場合は、遅滞なくその 旨を理事会に報告すること。
  - ② 理事会に出席し、必要がある場合には意見 を述べなければならないこと。
  - ③ 理事が評議員会に提出しようとする議案. 書類、電磁的記録その他の資料を調査するこ と。この場合、法令違反等の事実があると認 めるときはその調査結果を評議員会に報告 すること。
  - ※ 記載内容は、特に問題がなければ改めてこ れを指導監査で確認する必要はない。

指導監査においては、監事が理事会に出席を しているかについて確認

〇 理事会においても監事が出席できるよ う理事会の日程調整を行う等の配慮を行 うことが必要

法第45条の18第3項によ り準用される一般法人法 第100条から第102条まで

ガイドライン (I-5-(3)-1)

主眼事項	着眼点	自己評価
6 理事会 (1)審議状況	1 理事会の招集手続 (1) 権限を有する者が招集しているか。	いる・いない
	(2) 各理事及び各監事に対して、期限までに招集の通知をしているか。	いる・いない
	(3) 招集通知の省略は、理事及び監事の全員の同意により行われているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 理事会は、各理事(理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事)が招集することとされている(法第45条の14第1項)。 また、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その他の理事は招集権者である理事に対して、理事会の招集を請求することができる(同条第2項)。 当該請求があった場合には、請求日から5日以内の日に理事会を開催するものである必要がある。)が発せられない場合には、その請求をした理事が理事会を招集することができる(同条第3項)。	理事会の招集通知、理事会の議事録、招集通知を省略した場合の理事及び監事の全員の同意を証する書類	される一般法人法第94	カ イト ライン ( I -6-(1)-1)
〇 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前(これを下回る期間を定款で定めた場合にあってはその期間)までに、各理事及び各監事に対してその通知を発出しなければならない(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第9項により準用される一般法人法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第2項)。 なお、理事会の招集通知は、各監事(監事の全員)に対しても発出しなければならないことに留意する必要がある。			
〇 理事会の招集通知を省略することについての理事及び監事の同意の取得・保存の方法について、法令上の制限はないが、法人において、理事及び監事の全員が同意書を提出することとする、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で保存できるようにしておくことが望ましい。			

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	2 理事会の決議 (1)決議に必要な数の理事が出席し、必要な数の賛成により行われているか。	いる・いない
	(2) 決議が必要な事項について,決議が行われているか。	いる・いない
	(3) 決議について特別の利害関係を有する理事が決議に加わって いないか。	いない・いる
	(4) 理事会で評議員の選任又は解任の決議が行われていないか。	いない・いる
	(5) 書面による議決権の行使が行われていないか。	いない・いる

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
	定款、理事の職務の、理事の職務の、理事の職務の、規程の関する規程のののののののののののででです。 、理事の職務の、関係を受ける。 、理事の職務を関する規定の事のののでである。 、関係の事の事がなる。 、関係の。 、関係の。 、関係の。 、関係の。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	法第45条の14第4項, 第 5項	がイト・ライン (I-6-(1)-2)

○ 理事会の決議(法第45条の14第4項,第5項)

法律上,決議に必要な出席者数(定足数)は議決に加わることのできる理事の過半数であり,決議に必要な賛成数は出席した理事の過半数であるが,定足数及び賛成数は定款の相対的記載事項であり,定款に過半数を超える割合を定めた場合には,その割合となる。なお,定款においては,特定の議案に関する決議について,過半数を超える割合とすることを定めることもできる。

- 〇 理事会の決議を要する事項
  - 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
  - 理事長及び業務執行理事の選定及び解職
  - ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
  - ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
  - 内部管理体制の整備(特定社会福祉法人のみ)
  - 競業及び利益相反取引の承認
  - 計算書類及び事業報告等の承認
  - ・ 役員、会計監査人の責任の一部免除(定款に定めがある場合に限る。)
  - ・ その他重要な業務執行の決定(理事長等に委任されていない業務執行の決定)
- 〇 特別の利害関係

理事が、その決議について、法人に対する忠実義務(法第45条の16第1項)を履行することが困難と認められる利害関係を意味するもの

- ※ 「特別の利害関係」がある場合
  - ・ 理事の競業取引(理事が自己又は第三者のために当該法人の事業に属する取引を行うこと)の承認
  - ・ 利益相反取引(理事が自己又は第三者のために法人と取引を行うこと)の承認
  - 理事の損害賠償責任の一部免除の決議等
- 〇 理事若しくは理事会が評議員を選任若しくは解任する旨の定款の定めは効力を有しない (法第31条第5項)。

なお、理事又は理事会が、定款若しくは評議員の選任に関する規程等に基づき、評議 員候補者の推薦を行うことは可能である。

○ 平成 28 年改正法の施行後は、理事会における議決は対面(テレビ会議等によることを含む。)により行うこととされており、書面議決の方法によることはできない。

なお、定款に、理事会の議案について、理事の全員の事前の同意の意思表示がある場合には理事会の議決を省略することは認められているため、この定めがあるときは、理事の全員の事前の同意の意思表示により、当該議案について理事会の決議があったとみなされる(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第96条)。

この場合には、理事会の決議が省略されたことが理事会議事録の記載事項となり(規則第2条の17第4項第1号)、理事の全員の意思表示を記す書面又は電磁的記録は、決議があったとみなされた日から10年間主たる事務所に備え置かなければならない(法第45条の15第1項)(指導監査における取扱いについては、6の(2)記録を参照)。また、当該提案について監事が異議を述べたときは、決議要件を満たさないため、監事からも事前に同意の書面を徴収することが望ましい。

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	3 理事への権限の委任 (1) 理事に委任できない事項が理事に委任されていないか。	いない・いる
	(2) 理事に委任される範囲が明確になっているか。	いる・いない
	4 理事長等の職務の執行状況にかかる理事会への報告 実際に開催された理事会において、必要な回数以上報告がされ ているか。	いる・いない
	_ 2.5 _	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 理事会の権限である法人の業務執行の 決定(法第45条の13第2項第1号)を, 理事長等に委任することはできるが,法人 運営に関する重要な事項及び理事(特に理 事長や業務執行理事)の職務の執行の監督 に必要な事項(注1)等については,理事 会で決定されなければならず,理事長等に その権限を委任することはできない(法第 45条の13第4項)。	理事会議事録, 理事 に委任する事項を定 める規程等	法第45条の13第4項	カ*イト* ライン ( I -6-(1)-3)
また、理事へ権限を委任する際は、その責任の所在を明らかにするため、委任する権限の内容を明確にすべきである。 なお、理事会の権限の理事への委任は、理事会で定める規程あるいは個別の決議によって行うことができ、法令上、必ずしも規程によらなければならないわけではないが、権限の明確化のため、規程等で定めるべきである。 ※ 理事に委任することができない事項(第45条の13第4項各号) ① 重要な財産の処分及び譲受け ② 多類の供財			

- ② 多額の借財
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 内部管理体制の整備
- ⑥ 役員等の損害賠償責任の一部免除
- 理事に委任することができない上記事項のうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、 ③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」の範囲については、法人が実施する事業 の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定されるべきものであるが、理事 に委任されている範囲を明確にするため、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体 的に決定すべきである。
- 〇 理事長及び業務執行理事は,理事会(注 1)において,3か月に1回以上職務の執 行状況についての報告をする。

定款, 理事会の議事 法第45条の16第3項 録

カ゛イト゛ライン ( I −6− (1) −4)

なお、この報告の回数は定款の相対的記載事項であり、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上(注2)とすることができる(法第45条の16第3項)。

- ※ 理事会への報告は、実際に開催された理事会(決議の省略によらない理事会)において行わなければならない。
- ※ 定款で理事長及び業務執行理事の報告を「毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上」と定めた場合、同一の会計年度の中では理事会の間隔が4か月を超えている必要があるが、会計年度をまたいだ場合、前回理事会から4か月を超える間隔が空いていなくても差し支えない。

例えば、定款の定めに基づき、理事会を毎会計年度6月と3月に開催している場合、3月の理事会と6月の理事会との間隔は4か月を超えるものではないが、会計年度をまたいでいるため、当該間隔が4か月を超えていなくても差し支えない。

なお、理事の理事会への報告事項については、理事及び監事の全員に当該事項を通知したときは、当該事項の理事会への報告を要しない(法第 45 条の 14 第 9 項により準用される一般法人法第 98 条第 1 項)。

例えば、同条第1項の規定により報告を省略できるものとしては、競業又は利益相反取引をした理事の当該取引に関する報告(法第45条の16第4項により準用される一般法人法第92条第2項)がある。もっとも、上記の理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の定期的な報告については、この規定は適用されず(同条第2項)、必ず実際に開催された理事会において報告を行う必要がある。

主 眼 事 項	着眼点	自己評価
(2)記録	1 議事録の作成・保存 (1) 法令で定めるところにより議事録が作成されているか。	いる・いない
	(2) 議事録に、法令又は定款で定める議事録署名人が署名又は記 名押印がされているか。	いる・いない
	(3) 議事録が電磁的記録で作成されている場合,必要な措置をし ているか。	いる・いない
	(4) 議事録又は同意の意思表示の書面等を主たる事務所に必要な期間備え置いているか。 ① 理事会の日から10年間 ② 理事会の議決を省略した場合は、理事会の決議があったものとみなされた日から10年間	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 議事録の記載事項 ① 理事会が開催された日時及び場所(当該場所に存しない理事,監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法(例:テレビ会議)を含む。)	定款,議事録,理事 全員の同意の意思表 示を記した書類	法第 45 条の 14 第 6 項, 第 7 項, 第45条の15第 1 項	カ゛ イト゛ ライン ( I -6-(2)-1)

- ② 理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨
  - i 招集権者以外の理事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第 45 条の 14 第 2 項)
  - ii 招集権者以外の理事が招集したもの(法第45条の14第3項)
  - iii 監事が招集を請求したことにより招集されたもの(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第2項)
  - iv 監事が招集したもの(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第3項)
- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果

理事会の決議に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定される(法第45条の14第8項)ことから、議事録においては、決議に関する各理事の 賛否について正確に記録される必要がある。

- ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑤ 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言 の内容の概要
  - i 競業又は利益相反取引を行った理事による報告(法第45条の16第4項により準用される一般 法人法第92条第2項)
  - ii 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告(法第 45 条の 18 第 3 項により準用される一般法人法第 100 条)
  - iii 理事会において、監事が必要があると認めた場合に行う監事の意見(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第101条第1項)
- ⑥ 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合(法第45条の14第6項)の、理事長 以外の出席した理事の氏名
- ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称 (監査法人の場合)
- ⑧ 議長の氏名 (議長が存する場合)
- 〇 理事全員の同意により理事会の決議を省略した場合(法第 45 条の 14 第 9 項により準用 される一般法人法第 96 条)は、理事会において実際の決議があったものではないが、次の 事項を議事録に記載する(規則第 2 条の 17 第 4 項第 1 号)。
  - ① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
  - ③ 理事会の決議があったものとみなされた日
  - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 〇 理事, 監事及び会計監査人が, 理事会への報告事項について報告を要しないこととされた場合(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第98条第1項)は, 理事会において実際に報告があったものではないが, 次の事項を議事録に記載する(規則第2条の17第4項第2号)。
  - ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
  - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- 〇 議事録については、その真正性を確保するため、出席者の署名又は記名押印に関する規定が設けられている。法律上、出席した理事及び監事全員の署名又は記名押印が必要とされているが、議事録署名人の範囲は定款の相対的記載事項であり、定款に定めることにより、理事全員ではなく理事長のみの署名又は記名押印で足りることとなる(法第45条の14第6項)。

なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成する(規則第2条の17第2項)が、電磁的記録により作成する場合には、署名又は記名押印の代わりにを電子署名をすること(規則第2条の18第1項第1号、第2項)が必要である。

主眼事項	着眼点	自己評価
(3)債権債務の 状況	1 借入(1)借入(多額の借財に限る。)は、理事会の議決を受けてオ行われているか。	いる・いない
7 会計監査人	1 会計監査人の設置 (1) 特定社会福祉法人が、会計監査人の設置を定款に定めている か。	いる・いない
	(2) 会計監査人の設置を定款に定めた法人が,会計監査人を設置 しているか。	いる・いない
	(3) 会計監査人が欠けた場合,遅滞なく会計監査人を選任しているか。	いる・いない
	_ 2.0 _	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 多額の借財については、法人の経営に影響を与えるおそれがあるため、理事会が理事長等の理事に委任することができない (法第45条の13第4項第2号)こととされており、これに該当する場合は、理事会の議決がなければ行うことができない。	定款, 理事会議事録, 借入金明細書(計算 書類の附属明細書), 専決規程等, 理事長 による決裁文書, 借 入契約書等	第45 条の13 第4項第 2号	カ*イト* ライン ( I -6-(3))
多額の借財の範囲は、理事会が理事長等 等において明確に定めるべきものである(			
(注) 定款例第24 条 「日常の業務として理事会が定めるもの 報告する」とされており、法人において定 めるもの」として専決規程等の規程を定め なお、理事会において、専決規程等理事 入れに理事会の決議が必要となる。	款にこの規定を設ける ることとなる。	場合には、「理事会が定	
〇 多額の借財 (専決規程等がなく, 理事長等場合は, 全ての借財) が理事会の議決を受			
			カ゛イト゛ライン
○ 法人は定款の定めによって,会計監査人 を設置することができる(法第36条第2 項)。定款に会計監査人を設置することを	定款,会計監査人の 選任に関して検討を 行った理事会議事録	第 37 条,	(I-7-1)
定めた法人(会計監査人設置法人)は、会 計監査人を設置しなければならない。	等	(参考)法第45条の6第 3項	
〇 特定社会福祉法人は会計監査人の設置が		法第 37 条), 定款に会計	

〇 特定社会福祉法人は会計監査人の設置が義務付けられており(法第 37 条), 定款に会計 監査人の設置について定めなければならない。

また、設置義務がない法人も定款の定めにより会計監査人を設置することができ(法第36条第3項),会計監査人の選任手続や職務内容等は設置義務の有無にかかわらず同一である。

O 会計監査人が欠けた場合又は定款で定めた定款の員数が欠けた場合に、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない(法第45条の6第3項)。

また、会計監査人設置法人は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく会計監査人を選任すべきである。

なお、会計監査人の設置義務がない法人であっても、定款に会計監査人を設置することを定めている場合は、会計監査人が欠けた場合には、遅滞なく補充しなければならない。

主眼事項	着眼点	自己評価
	2 会計検査人の選任 評議員会の決議により適切に選任等がされているか。	いる・いない
	<ul><li>3 会計監査 (1) 省令に定めるところにより会計監査報告を作成しているか。</li><li>(2) 財産目録を監査し、その監査結果を会計監査報告に併せて記載又は記録しているか。</li></ul>	いる・いない
	# <b>以入(16日)</b> がしているが。	
	4.1	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 会計監査人候補者の選定を行うに当たっては、その業務の性質上、入札により最低価格を提示したことのみを選定の基準とすることは適当ではなく、通常の契約ルールとは別に、複数の公認会計士等から提案書等を入手し、法人において選定基準を作成し、提案内容について比較検討の上、選任する等の方法をとることが適当である。	評議員会の議事録, 理事会の議事録, 理事の過半数の同事の過半数の司事類(理事が議事録に記載事録に記載計監に の議事はいまます。 は候補者の選定に関する書類	法第43条第1項, 同条第3項により準用 される一般法人法第73 条第1項	ガイドライン ( I −7−2)
なお、会計監査人候補者の選定に当たっ 監査を行うことができない者(注1)は会認 第3項)ことから、このような者でないか。 ※ 公認会計士法の規定により計算書類を行っ ・ 公認会計士又はその配偶者が、当該法人の 責任ある担当者である、又は過去1年以 第1項第1号) ・ 税務顧問に就任している公認会計士又は行 な報酬を受けている場合(公認会計士法第2	計監査人となることが を確認する必要がある 行うことができない者 の役員、これに準ずるもら 内にこれらの者であった。 その配偶者が、被監査法	できない(法第 45 条の 2 。 の若しくは財務に関する事務 場合(公認会計士法第 24 条 人から当該業務により継続的	
○ 評議員会に提出された会計監査人の選任等及び解任並びに再任しないことに関する議案については、監事の過半数の同意を得なければならず(法第 43 条第3項により準用される一般法人法第 73 条第1項)、これらの議案を提出する際には評議員会における会計監査人の選任の手続と同様の手続を経た上で、監事の過半数の同意を得ることが必要である。	会計監査報告, 会計 監査人が会計監査 報告を特定監事及 び特定理事に通知 文書	法第45条の19第1項,第 2項	ガイドライン (I −7−3)
※ 会計監査人の任期は、選任後1年以内 定時評議員会の終結の時までである(法語 いて会計監査人を再任しないとする決議 いて再任されたものとみなされる(同条語 合には、会計監査人を再任しないことに 〇 会計監査報告の記載事項 (規則第2条の30) ① 会計監査人の監査の方法及びその内容 ② 監査意見	第 45 条の3第1項)だがなされなかったとき 第2項)。そのため、3	が、その定時評議員会にお は当該定時評議員会にお 会計監査人を再任しない場	
(法人単位の計算書類及びそれらに対応する)の状況を全ての重要な点において適正に表示(i)無限定適正意見(ii)除外事項を付した限定付適正意見(iii)不適正意見(iv)意見不表明(i)意見不表明(i)継続事業の前提に関する事項の注記に(ii)会計方針の変更	しているかどうかについ		
(iii) 重要な偶発事象 (iv) 重要な偶発事象 ④ 会計監査報告を作成した日 ○ 会計監査人は、次に掲げる日のいずれか計算関係書類についての監査報告の内容を通り。 ① 計算書類の全部を受領した日から4週間を紹復、計算書類の附属明細書を受領した日から15	通知しなければならな 経過した日		

- ② 計算書類の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
- ③ 特定理事,特定監事及び会計監査人が合意により定めた日(合意がある場合)

主眼事項	着眼点	自己評価
8 評議員,理事, 監事及び会計監査 人の報酬		
(1)報酬	<ol> <li>評議員の報酬等の額 評議員の報酬等の額が定款で定められているか。</li> </ol>	いる・いない
	2 理事の報酬等 理事の報酬等の額が定款又は評議員会の決議によって定められ ているか。	いる・いない
	4.0	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
----------	------	---------	------

- 〇 評議員,役員(理事及び監事)の報酬等
  - ① 報酬等の額について、次の方法で定める
    - i 評議員:定款で定める
    - ii 役員:定款で定める,又は,評議員会の決議により定める
  - ② 評議員、理事、監事の報酬等の支給基準を作成し、評議員会の承認を受け、公表する
  - ③ 評議員、理事、監事の区分毎の報酬等の額の総額を公表する必要がある。
  - ※ 「報酬等」とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。また、評議員会の出席等のための交通費は、実費相当額を支給する場合は報酬には該当しないが、実費相当額を超えて支給する場合には、報酬等に含まれるものである。また、理事が職員を兼務している場合に、職員として受ける財産上の利益及び退職手当は含まれない。

なお、①の報酬等の額の定めと②の報酬等の支給基準は、報酬等の有無にかかわらず、必ず両方を規定する必要があることに留意する必要がある。

〇 報酬等の支給基準については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の 状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない(法 第 45 条の 35 第 1 項)。

この報酬等の支給基準や支給額(水準)の妥当性については、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものでないことを具体的に検討した上で基準を作成し評議員会の承認を受けること並びに支給基準及び報酬総額を公表することにより担保する仕組みとしているものである。

○ 報酬等の額や報酬等の支給基準を定めることとされていることは、評議員や役員に報酬等を支給しなければならないことを意味するものではなく、無報酬とすることも認められる。その場合には、原則として報酬等の額や報酬等の支給基準を定めるときに無報酬である旨を定めることとなるが、定款において無報酬と定めた場合については、支給基準を別途作成する必要はない。

○ 無報酬とする場合には、その旨を定款で定める必要がある。また、評議員の報酬等の支給基準を定めるが、定款と別に支給基準を定め、評議員会の承認を得たことにより、定款の定めが不要とはなるわけではないことに留意する必要がある。 ○ 評議員の報酬等の額に係る定款の規定は所轄庁の認可事項である。	定款		法第45条の8第4項により準用される一般法人法第196条	**
○ 理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める(法第 45 条の 16 第 4 項による準用される一般法人法第 89 条)。 ○ 理事の報酬等について、定款にその額を定めていない場合であって、その報酬について無報酬とする場合には、評議員会で無報酬であることを決議する必要がある。	定款,	評議員会の議	法第45条の16第4項により準用される一般法人法 第89条	7 1 7 1 7 1 7

主眼事項	着眼点	自己評価
	3 監事の報酬等 (1) 監事の報酬等が定款又は評議員会の決議によって定めている か。	いる・いない
	(2) 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議によって定められているか。	いる・いない
	4 会計監査人の報酬等 会計監査人の報酬等を定める場合に、監事の過半数の同意を得 ているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 監事の報酬等の額は、理事の報酬等と同様に、定款にその額を定めていない場合には、評議員会の決議によって定める(法第45条の18第3項により準用される一般法人法第105条第1項)。 定款に監事の報酬等の額の定めがない場合には、評議員会の決議による。 定款にその額を定めていない場合で、無報酬である場合には、評議員会で無報酬であるとを決議する必要がある。 ○ 定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議により準用される一般法人法第105条第2項)。 この監事の協議は全員一致の決定による必要がある。	定款、評議員会の議事録、監事の報酬等の具体的な配分の決定が行われたこと及びその決定内容を記録した書類	り準用される一般法人法	が イト <sup>*</sup> ライン ( I −8− (1) −3)
〇 会計監査人の報酬等は、法人の業務執行に関するものとして、監事の過半数の同意を得て、理事会又は理事会から委任を受けた理事が定めることとなる(法第 45 条の19 第 6 項により準用される一般法人法第110 条)。     なお、理事会の議事録において、会計監査人の報酬等を定める際に監事の過半数の同意を得ている旨の記載があり、かつ、監事の過半数の同意を得ていたことが確認できる場合には、議事録とは別に監事の過半数の同意を得たことを証する書類は必要ない。		法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条	'i

主眼事項	着眼点	自己評価
(2)報酬等支給基準	1 役員及び評議員に対する報酬等の支給基準,公表 (1)理事,監事及び評議員に対する報酬等について,厚生労働省令 で定めるところにより,支給の基準を定め,評議員会の承認を受 けているか。	いる・いない
	(2) 理事, 監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を公表して いるか。	いる・いない
	ν··ω μ··ο	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 理事, 監事及び評議員に対する報酬等について, 民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与, 当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して, 不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない(法第45条の35第1項)。	理事, 監事及び評議 員の報酬等の支給基 準, 評議員会の議事 録		が イト ライン ( I -8-(2)-1)
また、支給基準については、評議員会の ○ 支給基準について定める事項(施行規則		らない (同条第2項)。	

- ① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分としては、常勤・非常勤別に報酬を定めることが考えられる。
- ② 報酬等の金額の算定方法

報酬等の金額の算定方法については、報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定することが考えられる。

- ・ 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規程は許容される。
- 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給基準を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。
- ・ 法人は、国等他団体の俸給表等を準用する場合、準用する給与規程(該当部分の抜粋も可) を支給基準の別紙と位置付け、支給基準と一体のものとして定めることとする。
- 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規程や、単に職員 給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規程は、どのような算定過程 から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明 責任を果たすことができないため、認められない。
- ③ 支給の方法

支給の方法については、支給の時期(毎月か出席の都度か、各月又は各年のいつ頃か)や支給の手段(銀行振込か現金支給か)等が考えられる。

④ 支給の形態

支給の形態については、現金・現物の別等を記載する。ただし、報酬額につき金額の記載しかないなど、金銭支給であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等である旨の記載は特段なくても差し支えない。

なお、理事、監事及び評議員の報酬等の支給基準については、定款や評議員会の決議で定めた報酬等の額と整合性を図る必要がある。

○ 役員等の報酬等の支給基準が「不当に高額」でないことについては、法人に説明責任がある。

そのため、支給基準が、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮した上で定めたものであることについて、どのような検討を行ったかを含め、具体的に説明できることが求められる。

- ※ 支給基準が「不当に高額」であるかどうかについては、所轄庁が「不当に高額」であるおそれがあると認める場合は、法人で支給基準を作成する際に、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して検討が行われたかを確認する(具体的な検討内容は問わない。)。
- 公表の方法については、インターネットの利用(原則として、法人(又は法人が加入する団体)のホームページ)により行う(規則第10条第1項)。

法第59条の2第1項第 2号, 規則第10条

主眼事項	着 眼 点	自己評価
(3)報酬の支給	1 役員及び評議員の報酬等の支給 (1) 評議員の報酬等が定款に定められた額及び報酬等の支給基準 に従って支給されているか。	いる・いない
	(2) 役員の報酬等が定款又は評議員会の決議により定められた額 及び報酬等の支給基準に従って支給されているか。	いる・いない
(4)報酬等の総額	1 役員及び評議員等の報酬の公表	
の公表	(1) 理事, 監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額について, 現況報告書に記載の上, 公表しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
られた額及び報酬等の支給基準に従って 事録 支給される必要がある。 基準	ス、評議員会の議 会、報酬等の支給 、報酬等の支払 の内容が確認でき 禁類		ガイドライン (I −8−(3)−1)
○ 理事の報酬等の総額については、職員を兼務しており、職員給与を受けている者する。 ただし、職員給与を受けている理事が1人である理事が1人であって、個人の職員給与を受けている時間には、職員給与を受けている。場合には、職員としては、日本の事務を含めずに理事の総額として差し支えない。○ の利用により行うこととされている(規則第10条第1項)が、規則第9条第3項に定める「社会福祉法人の財務諸表等電子開政との内容を公表した場合には、は、法条が公表したものとみなす(規則第10条第2項)。		法第 59 条の2第1項第 3号, 規則第2条の41, 第10条	カ*イト*ライン (I-8-(4)-1)

主眼事項	着眼点	自己評価
第Ⅱ 事業		
1 事業一般	1 事業の実施 (1) 定款に定めている事業が実施されているか。	いる・いない
	(2) 定款に定めていない事業が実施されていないか。	いない・いる

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 定款の必要的記載事項(法第31条第1項)のうち、事業の種類に関するもの・ 社会福祉事業の種類(第3号)定款の定めには別の充めには別の充めには別の充めには別の充めには、がある。 ○ 公益・で変更する場合ででは、一個である。 ○ 公益・事業のできる場合にも定計をできる場合にも定計をできる場合にも定計をできる場合にもできませます。 ○ 公益・事業のできるとのできるとは、一般であるとは、一般である。 ○ 公益・事業・のできるとは、一般である。 ○ 公益・事業・のできるとは、一般である。 ○ 公益・事業・のできるとは、一般である。 ○ 公益・事業・のできると、 ○ 公益・事業・のでのできると、 ○ 公益・事業・のでのできる。 ○ 収益・事業の種類に係るがのとする。 ○ 収益・事業の種類に係るがのとする。 ○ 収益・事業の種類に係るがのとする。 ○ 収益・事業の種類に係るがのとする。 ○ 収益・事業の種類に係るがのとする。 ○ 収益・事業の種類にないまする。 ○ 収益・事業の種類にないまする。 ○ 収益・事業の種類にないまする。	定款、確認というでは、「は、「は、「は、」では、「は、「は、」では、「は、このでは、「は、このでは、「は、このでは、」では、「は、このでは、」では、「は、このでは、「は、このでは、」では、「は、このでは、このでは、「は、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こので		が イト・ライン (Ⅱ-1-1)

主	眼	事	項		着	眼	点	自己評価
				会生活上の支	業及び公益事業 援を必要とする	業を行うに当た	り,日常生活若しくは社 無料又は低額な料金で, ているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 法人は、社会福祉事業の主たる担い手として、税制上の優遇措置や公費による事業費の補助等を受ける公益性の高い法人であることから、社会情勢が変化していく中で、既存の社会保障制度等では対応が困難	地域公益取組の内 容が確認できる書 類(事業報告,現 況報告書,法人ホ ームページ等)	法第 24 条第 2 項	ガイドライン (Ⅱ −1−2)
な地域ニーズを積極的に把握するとともに	これに積極的に対応	していくことが求められ	

ている。

- 「地域における公益的な取組」(以下「地域公益取組」という。)は、次に掲げる要件の 0 全てを満たす必要がある。なお、法第55条の2第4項第2号に規定する「地域公益事業」 に社会福祉事業は含まれないが、地域公益取組には、社会福祉事業が含まれ得る。
  - ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」とは、原則と して、社会福祉を目的とする取組を指す。したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受 けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業(法第55条の2第4項第2号に規定する地域 公益事業を含む。)を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図 る場合等がこの要件に該当する。また、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取 組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても,地域住民の参加や協働の場の 創出を通じて,地域住民相互のつながりの強化を図るなど,間接的に社会福祉の向上に 資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限 り、この要件に該当する。さらに、「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業に 限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組が含まれるもの であるとともに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築 に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれる。
  - ② 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を対象とするものであること 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んで はいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていない が,このままの状態が継続すれば,将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれ る。また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する 在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に
  - ③ 無料又は低額な料金で提供されること

資する取組も含まれる。

- 無料又は低額な料金で提供されるサービスとは、法人が現に保有する資産や職員を活 用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料 金を徴収せずに実施することを指す。したがって、地域公益取組の実施に当たって、国 又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合は、この要件に該当しないが、このよ うな場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、 この要件に該当する。なお、現に、無料低額診療事業など、当該事業の性質上、必ず無 料又は低額であることを伴う事業を実施している場合には、当該事業を実施しているこ とのみをもって、この要件に該当することにはならないが、当該事業の新規実施、対象 者の拡充などを図る場合には、この要件に該当する。また、「法人が現に保有する資産 や職員を活用する」とは、既存職員の兼務や施設の空きスペースの活用などにより、法 人の新たな金銭的支出を伴わない場合も含まれる。
- 地域公益取組は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資産等の状況なども勘案 しながら、法人の自主的な判断の下、行われることが重要であり、また、当該取組の是非 は地域において評価されるべきものであることから、指導監査に当たっては、当該取組内 容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導を行う必要は ない。ただし、法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、地域公益取組を全く実 施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を 把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言する。

また、地域公益取組は、地域住民の理解と協力を得て、実践を積み重ねていくことが重要 であることから、地域住民に対し、当該取組に関する積極的な情報発信を行っていない場 合には、現況報告書や事業報告書、法人ホームページ等への記載を助言する。

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	3 海外事業 (1)海外で行うことができる事業等であるか。	ある・ない
	(2) 海外事業等を実施する法人の要件を満たしているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 社会福祉法人が海外で行うことができる 事業等 1 海外で行うことができる事業等の範囲 社会福祉法(昭和26 年法律第45 号。以 下「法」という。)においては、社会福 祉法人(以下「法人」という。)の海外 事業の実施を明確に禁止する規定は存在	定款, 理事会議事録, 会計帳簿, 事業報告, 計算書類等	「社会福祉法人による海 外事業の実施等につい て」厚生労働省社会・援 護局福祉基盤課長通知 社援基発0702第1号 平成30年7月2日	厚生労働省 海外事業の実 施等通知

よって、法人は、海外における事業や活動(以下「海外事業等」という。)を一切行うことができないわけではないが、そもそも法人は、法第2条の社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであり、社会福祉事業が国内において様々な福祉ニーズを有する者への支援を行うための事業であることに鑑みると、法人が海外事業等を実施するにあたっては、一定の制約の下で行われるべきものと考えられる。

法人の海外事業等のうち社会福祉事業の一環として行う活動の外(以下「海外事業」という。)は、基本的に法第26条第1項に規定する公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)及びその収益を社会福祉事業又は公益事業(法第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。)の経営に充てることを目的とする事業(以下「収益事業」という。)として実施されることとなる。

#### (1) 社会福祉事業の一環として行う活動

しない。

国内の社会福祉施設で勤務する介護職員の採用活動及び研修活動については、国内における社会福祉事業の一環として、海外においても実施できるものであること。なお、法人の職員とは関係のない不特定多数を対象とした研修事業を実施するような場合は、(5)のとおり、公益事業または収益事業として整理すべきこととなる。

### (2) 公益事業として行うことができる事業

法人に対しては、国内において税制上の優遇措置及び運営費の交付等の公的支援が講じられており、これらの財源は、国民が負担する公費等が原資となっている。このことを踏まえ、①日本国内の福祉の向上に直接的に関連する事業((1)に該当するものを除く。)又は②日本の公的機関(政府機関、独立行政法人又は地方公共団体等)の補助又は助成を受けて行われる国際貢献のための事業については、公益事業として実施できるものであること。

## (3) 収益事業として行うことができる事業

収益事業として行うことができる事業については、国内における事業実施の場合と同様に実施できるものであること。また、公益事業として実施できないものであっても収益事業として実施できる場合があること。

○ 海外事業等について、所轄庁による実地調査は所轄庁の任意であること。ただし、通常の 法人監査の中で、海外事業等の内容や実態を把握し、社会福祉事業の一環としての活動、公 益事業又は収益事業の位置付けが適切か確認するとともに、社会福祉事業の円滑な遂行を妨 げるおそれがないことや以下の要件を満たすことを確かめること。

### 【海外事業等を実施する法人の要件】

- ア 法第56条第4項に規定する勧告を受けている,「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」(平成29年9月26日付内閣府子ども・子育て本部統括官,文部科学省初等中等教育局長,厚生労働省子ども家庭局長,厚生労働省社会・援護局長,厚生労働省老健局長連名通知)1(1)に該当する等,事業運営が適切に行われていると認められない事由がないこと。
- イ 海外事業を行うにあたっては、定款に具体的な事業内容と事業を展開する国を明記し、所 轄庁の承認を得ること。
- ウ 法人の事業の安定的運営を確保し、国内の福祉サービスを充実する等の観点から、海外事業の規模(すべての海外拠点に係る拠点区分事業活動計算書(第二号第四様式)のサービス活動費用計の合計額)は、原則として前会計年度の法人全体の次期繰越活動増減差額の50%を超えてはならないこと。ただし、当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常的に50%を超えるものでないと所轄庁が認める場合には、この限りでない。

主眼事項	着眼点	自己評価
2 社会福祉事業	1 社会福祉事業の実施 (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであるか。	ある・ない
	(2) 社会福祉事業で得た収入を、法令・通知上認められていない 使途に充てていないか。	いない・いる

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 法人は、社会福祉事業を 行うことを	計算書類及びその附	法第 22 条,	ガイドライン
目的として設立されるものであることから	属明細書	第 26 条第 1 項,	( Ⅲ −2−1)
(法第22条), 社会福祉事業が法人の行う		審査基準第1の1の	
事業のうちの主たる地位を占めること		(1)	

が必要である(審査基準第1の1の(1))。この「主たる地位を占める」こととは、事業規模が法人の全事業のうち50%を超えていることをいうものと解される。事業規模の判断については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であることから、原則、事業活動内訳表(会計省令第7条第1項第2号ロ(2))におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断することとする。ただし、所轄庁がその他の客観的指標により社会福祉事業が法人の行う事業のうちの「主たる地位を占める」と認める場合はこの限りではない。

# 【社会福祉事業】

社会福祉事業は法第2条第2項各号に規定する第1種社会福祉事業及び同条第3項各号に規定する第2種社会福祉事業を指す。共同募金会が行う共同募金事業は第1種社会福祉事業に当たり(法第113条第1項),また、地方公共団体が設置した施設の経営の委託を受けその施設を経営する事業も、公益事業ではなく社会福祉事業に当たる(審査要領第1の1の(4))。

〇 法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであるため、法人の行う社会福祉事業に 支障のない範囲であれば、公益事業又は収益事業を行うことができる(法第 26 条第 1 項)。公益事業及び 収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり(審査要領第 1 の 2 の (4), 3 の (5))、原則として、 社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないものと解される。

もっとも、各福祉サービスに関する収入については、通知の定めにより、法人本部への繰入れや他の社会福祉事業又は公益事業への充当が一定の範囲で認められる(注)。

【各制度の取扱いについては、次の通知及びこれらの通知の関連通知】

- ・ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」 (平成 16 年 3 月 12 日付け雇児発第 0312001 号, 社援発第 0312001 号, 老発第 0312001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長, 社会・援護局長及び老健局長連名通知)
- ・ 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成 27年9月3日付け府子本第254号, 雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
- ・ 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」(平成 12 年 3 月 10 日付け老発第 188 号厚生労働省老人保健福祉局長通知)
- ・ 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」(平成18年10月18日付け障発第 1018003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

主眼事項	着眼点	自己評価
	2 社会福祉事業を行うために必要な資産	
	社会福祉事業を行うために必要な資産が確保されているか。	いる・いない

○ 原則として、法人は、社会福祉事業を行 うために直接必要である全ての物件につ いて、所有権を有していること又は国若し くは地方公共団体から貸与若しくは使用 許可を受けていることを要する(審査基準	チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
第2の1の(1)前段)。	うために直接必要である全ての物件について,所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用	財産目録,登記簿謄	審査基準第2の1,2	

もっとも、特定の事業については、一定金額以上の資産を有すること等を条件に、物件の全部又は一部について、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められている。

#### 【特定の事業に係る特例】

1 地域活動支援センターを設置する場合

法人が 1000 万円以上に相当する資産(現金,預金,確実な有価証券又は不動産に限る。)を有している場合には、施設用不動産について国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可、又は国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない(審査基準第2の1の(2)のイ,「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日付け社援発0330第5号厚生労働省社会・援護局長通知))。

2 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居 住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場 合

法人が 1000 万円以上に相当する資産(現金,預金又は確実な有価証券に限る。)を有する等の要件を満たす場合には、当該特別養護老人ホームの用に供する不動産の全てについて、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない(審査基準第2の1の(2)のキ、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成28年7月27日付け社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名通知)。

- 〇 全ての社会福祉施設の用に供する不動産について国又は地方公共団体から貸与又は使用 許可を受けている法人は、1000万円(平成12年11月30日以前に設立された法人の場合に は、100万円)以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下 同じ。)を基本財産として有していなければならない(審査基準第2の2の(1)のイ但書)。
- 社会福祉施設を経営しない法人(社会福祉協議会及び共同募金会を除く。)は、社会福祉施設を経営する法人に比し、設立後の収入に安定性を欠くものと考えられるため、設立時にその後の事業継続を可能とする財政基盤を有する必要があり、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならない。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができる(審査基準第2の2の(1)のウ)。
- 〇 次の事業の経営を目的として法人を設立する場合については、一定期間の事業実績等を有すること等の要件を満たす場合には、1000 万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産とすることで足りる(「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成 12 年9月8日付け障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知)、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成14年8月30日付け社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長及び老健局長連名通知)、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」(平成15年5月8日付け社援発第0508002号厚生労働省社会・援護局長通知))。

主眼事項	着眼点	自己評価
3 公益事業	1 公益事業の適正な実施	
O Δ皿争来	(1) 社会福祉と関係があり、また、公益性があるものであるか。	ある・ない
	(2) 公益事業の経営により,社会福祉事業の経営に支障を来して いないか。	いない・いる
	(3) 公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	いない・いる
	(6) 召血争来の残疾が任玄相位争来の残疾と超えていないが。	0.120. 0.19
	0.1	

チ	I	w	ク	ポ	1	ン	1

関係書類

根拠法令

特記事項

- 居宅介護等事業(母子家庭居宅介護等事業,寡婦居宅介護等事業,父子家庭居宅介護 等事業,老人居宅介護等事業,障害福祉サービス事業(居宅介護,重度訪問介護,同行 援護又は行動援護に係るものに限る。))
- 共同生活援助事業等(認知症対応型老人共同生活援助事業,小規模多機能型居宅介護 事業及び複合型サービス福祉事業又は障害福祉サービス(共同生活援助に係るものに限 る。))
- 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業
- 社会福祉協議会(社会福祉施設を経営するものを除く。)及び共同募金会にあっては、300 万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならない。ただし、市町村社会福祉 協議会及び地区社会福祉協議会にあっては、300万円と10円に当該市町村又は当該区の人 口を乗じて得た額(100万円以下のときは100万円とする。)とのいずれか少ない方の額以 上に相当する資産で差し支えない。
- 以上の資産は、法人の設立の時のみならず、法人が存続する限り有していなければなら ないものであり、指導監査を行うに当たっては、法人が行う事業に応じて必要な資産を有 しているかを確認する。
- 公益事業は、社会福祉と関係があり、 公益性があるものである必要がある。
  - ※ 次に掲げる事業(社会福祉事業である ものを除く。)が公益事業の例であるが | 分 間 繰 入 金 明 細 (審査基準第1の2の(2), 審査要領 第1の2), これらに限られるものでは ないことに留意する必要がある。

計算書類及びその附 属明細書(特に「事 業区分間及び拠点区 書」),事業報告, 理事会及び評議員会 の議事録

法第26条第1項

ガイドライン (II - 3 - 1)

- 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡 調整を行う等の事業
- 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化 的活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業
- 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する
- 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- 子育て支援に関する事業
- 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
- ボランティアの育成に関する事業
- 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業(社会福祉士・介護福祉士・精神保健 福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等)
- 社会福祉に関する調査研究等
- 法第2条第4項第4号に掲げる事業(いわゆる事業規模要件(注2)を満たさないために社会 福祉事業に含まれない事業)
- 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、 地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設、 介護医療院を経営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
- 有料老人ホームを経営する事業
- 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的 として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
- 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために 会館等を経営する事業(なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるよ うな計画は適当でない。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業 となるものである。)
- ※ 法2条第2項各号及び第3項第1号から第9号までに規定する事業であって、常時保護を受ける者 を入所させてその保護を行うものにあっては5人、その他のものにあっては20人(ただし、生活困窮 者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業,児童福祉法に規定する小規模保育事業並びに 障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業のうち、就労継続支援A型及び離島等の地域で将 来的に利用者の確保の見込みがないと見込まれると都道府県知事が認めた生活介護、自立訓練、就労 移行支援、就労移行支援B型を提供する事業所については10人)に満たないもの(令第1条、規則第 1条)

主眼事	項	着	眼	点	自己評価
			(空 欄)		

○ 公益事業と社会福祉との関連性や、当該事業の公益性について判断するため、当該事業の対象者に福祉的な支援の必要な者が含まれているか、社会福祉の増進に資するもの(福祉人材の育成、事業者や従事者への支援等)であるか、収益を上げることを目的とするものでないか等を確認する。

なお、公益事業は、所轄庁が社会福祉事業との関連性や公益性を確認した上で、定款の 認可を受けて実施するものであるから、指導監査を行うに当たっては、認可に当たって確 認した事業内容に変更がないかを確認する。

- 〇 公益事業については、その会計を社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない(法第 26 条第 2 項)。この「特別の会計として経理」することとは、公益事業に係る事業区分を設定し、社会福祉事業や収益事業と区分して会計処理をする(会計省令第7条第 2 項第 1 号)ことをいう。
- 公益事業の経営により社会福祉事業の経営に支障を来すこととなってはならない。すな わち、公益事業は社会福祉事業に対して従たる地位になければならず、原則として、その 事業規模が社会福祉事業の規模を超えてはならない。

事業規模については、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により 判断することが適当であり、社会福祉事業が主たる地位を占めているかの判断と同様に事 業活動内訳表(会計省令第2号第2様式等)における事業活動費用の比率により判断すべ きものであるが、特定の会計年度において、公益事業の規模が社会福祉事業の規模を超え ている場合であっても、所轄庁が当該会計年度における特別な事情によるものであって、 恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合にはこの限りではない。

また、公益事業に欠損金が生じている場合には、そのことにより社会福祉事業に支障を来すことがないよう、法人において、欠損金が生じた原因の分析や必要に応じて事業の経営の改善のための検討や具体的な措置が行われる必要がある。ただし、公益事業のうち、所轄庁の承認を受けた社会福祉充実計画に基づき行うもの(法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。)については、法人の社会福祉充実残額を財源として計画に基づいて事業を行うものであるから、社会福祉充実計画の変更の承認が必要となる場合以外は、この限りではない。

なお、所轄庁は、公益事業の継続が当該法人の社会福祉事業に支障がある場合には、その事業の停止を命ずることができる(法第57条第3号)。

主眼事項	着眼点	自己評価
4 収益事業	<ul><li>1 収益事業の実施</li><li>(1) 社会福祉事業又は政令で定める公益事業の経営に収益が充てられているか。</li></ul>	いる・いない
	(2) 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないか。	いない・いる
	2 法人が行う事業 (1) 事業規模が社会福祉事業の規模を超えていないか。	いない・いる
	(2) 法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの又は投機的な ものでないか。	ない・ある
	(3) 当該事業を行うことにより当該法人の社会福祉事業の円滑な 遂行を妨げるおそれがあるものでないか。	ない・ある

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、収益を社会福祉事業又は令第13条各号に掲げる公益事業(以下「特定公益事業」という。注1)の経営に充てることを目的とする収益事業を行うことができる(法第26条第1項)。なお、法人が収益事業を実施する場合には、この目的を明らかにするため、定款において、その旨を定めるべきである(定款例第35条の備考二の「収益の処分」の条参昭)。	計算書類及びその 附属明細書(特定 「事業区分間 拠点区分間 製品区分間 製品 明細書」), 事 会 の 議事録	法第26条	カ* イト* ライン ( II −4−1)
参照)。 【特定公益事業 (令第 13 条)】 ① 法第 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業 (記載 2 条第 4 項第 4 号に掲げる事業 (記述 2 条第 5 条)。 ② 介護保険法に規定する居宅サービス事業 2 2 2 2 2 3 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3	業, 地域密着型サービス 業(社会福祉事業である る社会福祉士養成施設又 福祉士養成施設を経営する 施設を経営する事業 業であって, 当該事業を 認めるもの(平成14年原 、 その会計を社会福祉 らない(法第26条第 月様に, 社会福祉法人会	事業、居宅介護支援事業、介 ものを除く。) は介護福祉士養成施設等を経 る事業 実施することによって社会福 享生労働省告示第283号) 此事業に関する会計から区 (2項)。この「特別の会計 会計基準の規定に基づき、	
	いう (注2)。 は特定公益事業 (以T であり、収益がある場合 営により社会福祉事業 なり、この場合、所 号、第3号)。 計算書類、収益事業 の事業内容が確認	下「社会福祉事業等」とい 合にその収益を社会福祉事 業の経営に支障を来す場合 書庁は、その収益事業の停 審査基準第1の3の (2),(5),	が イト* ライン ( II -4-2)
を経営することは認められない。 事業規模については、社会福祉事業が主たる地位を占めるかどうかを判断する際と同様に、年度毎の特別な事情の影響を除くため、法人の経常的費用により判断することが適当であり、原則、事業活動内訳表(会計省令第2号第2様式等)におけるサービス活動増減の部のサービス活動費用計の比率により判断すべきものである。特定の会計年度において、収益事業の規模が社会福祉事業の規模を超えている場合であっても、所轄庁が、当該会計年度における特別な事情により超えてしまったものであり、恒常的に社会福祉事業の規模を超えるものではないと認める場合には、この限りではない。  (2)、(3) (2)、(3) (2)、(3) (2)、(3) (2)、(3) (2)、(3) (2)、(3) (2)、(3) (2)、(3) (2)、(3) (2)、(3) (2)、(3) (2) ※ (3) (2) ※ (4) ※ (4) ※ (4) ※ (5) ※ (5) ※ (6) ※ (5) ※ (6) ※ (6) ※ (7			

主眼事項	着眼点	自己評価
Ⅲ 管理 1 人事管理	1 職員の任免等 (1) 重要な役割を担う職員の選任及び解任は、理事会の決議を経 て行われているか。	いる・いない
	(2) 職員の任免は適正な手続により行われているか。	いる・いない
2 資産管理		
(1)基本財産	1 基本財産の管理運用 (1) 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、全て基本 財産として定款に記載されているか。 また、当該不動産の所有権の登記がなされているか。	いる・いない
	(2) 所轄庁の承認を得ずに、基本財産を処分し、貸与し又は担保に 供していないか。	いない・いる
	(3) 基本財産の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるものにより行われているか。	いる・いない
	— 6.7 —	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 職員の任免は、理事会で定める規程あるいは個別の決議により、その決定を理事長等に委ねることができるが、施設長等の「重要な役割を担う職員」の選任及び解任については、法人の事業運営への影響が大きいことから、その決定を理事長等に委任れる必要がある(法第45条の13第4項第ついては、定款又はその他の規程等におい会」の3参照)。また、職員の任免の方法に定めておくべきである。	│きる書類 Eすることはできず、理 (3号)。この「重要な{ へて明確に定めておくへ	5号 里事会の決議により決定さ 设割を担う職員」の範囲に くきである(Iの6「理事	ガイドライン (Ⅲ−1−1)
○ 法人の資産は、基本財産、その他財産、こととしている(審査基準第2の2)。 ※ 「その他財産」: 平成28年11月11日「運用財産」 ○ 基本財産は、法人の存立の基礎となるもに供する不動産や、不動産を保有しない法有する資産が該当し、これを定款に基本財ある。 ○ 法人が公益事業又は収益事業を行う場合	日付け改正前の審査基準のであり、社会福祉事 人における事業継続の 対産として定めた上で、	集において定められていた 事業を行うための施設の用 りための財政基礎として保 厳格な管理を行う必要が	
れぞれ公益事業用財産又は収益事業用財産がある。 〇 その他財産とは、基本財産、公益事業用	として他の財産と明確 財産及び収益事業用財	在に区分して管理する必要 産以外の財産をいう。	カ゛イト゛ライン
回りとして、社会福祉事業を行うために 直接必要な全ての物件について所有権を 有し、その権利の保全のために登記をして いること又は国若しくは地方公共団体か ら貸与若しくは使用許可を受けていることが必要である。なお、都市部等土地の取 得が極めて困難な地域等における施設や、 個別に定める事業の用に供する不動産に ついては、不動産の全部若しくは一部を      定款、財産目録、登 法第25条、 審査基準第2の3の 方公共団体の使用許 可があることを確認 できる書類、基本財産の処分等に関する 決定を行った理事会 議事録、評議員会議事録      コリン			
国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない(審査基準第2の1の(1))。 【事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けて設置することが認められる場合】  ・「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日付け社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長及び老人保健福祉局長連名通知)  ・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支			
援センターの経営を目的として社会福 (平成24年3月30日付け社援発0330 ・「国又は地方公共団体以外の者からが設置する場合の要件緩和について(通 援第2028号厚生省大臣官房障害保健福 ・「国又は地方公共団体以外の者からでする場合の要件緩和について」(平成 老発第628号・児発第732号厚生省大 人保健福祉局長、児童家庭局長連名通	社法人を設立する場合 第5号厚生労働省社会 施設用地の貸与を受けて 知)」(平成12年9月 社部長、社会・援護局 下動産の貸与を受けて限 打2年9月8日付け障第 に下房障害保健福祉部 (知)	会の資産要件等について ・援護局長通知)」 で既設法人が福祉ホームを 18日付け障第669号・社 3長連名通知) 既設法人が通所施設を設置 6670号・社援第2029号・ 郡長、社会・援護局長、老	

主眼事項	着眼点	自己評価
(2)基本財産以外		
の財産	(1) 基本財産以外の資産(その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産)の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われているか。	いる・いない
	(2) その他財産のうち社会福祉事業の存続要件となっているもの	いない・いる
	の管理が適正にされ, その処分がみだりに行われていないか。	
	6.0	

月24 日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長, 社会·援護局長連名通知)

【国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合に,地上権等の登記を要さない とされている場合】

- 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設 置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・ 老発第 628 号・児発第 732 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老 人保健福祉局長及び児童家庭局長連名通知)に定める要件を満たす場合
- 「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成 16 年5 月 24 日付け雇児発第 0524002 号・社援発第 0524008 号厚生労働省雇用均等・児童家庭 局長及び社会・援護局長連名通知)に定める要件を満たす場合
- 社会福祉施設を経営する事業を目的として定款に定めている法人にとって、その所有す る社会福祉施設の用に供する不動産は、当該事業の実施のために必要不可欠なものであり、 法人存立の基礎となるものであることから、基本財産として、その全ての物件について定 款に定めるとともに,その処分又は担保提供を行う際には,所轄庁の承認を受けることを 定款に明記しておくが必要がある(審査基準第2の2(1)のア,イ)。
  - 独立行政法人福祉医療機構(独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号) に規定するものをいう。)に対して基本財産を担保に供する場合及び独立行政法人福祉 医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための 資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に 対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産 を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)に、当該基本財産について所轄庁 の承認を不要とする旨を定款に定めた場合は、所轄庁の承認が不要となる(定款例第 29 条参照)。
- 〇 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産 を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定 資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次 のような財産又は方法で管理運用することは、適当ではない(審査基準第2の3の(1))。 ただし、所轄庁が法人の規模や財務状況を踏まえ、当該管理運用方法について、安全、確 実な方法によることに準ずるものと認める場合及び法人が法令,定款等に定めるところに より、社会福祉事業としての貸付を行う場合はこの限りではない。
  - ① 価格の変動が著しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債券等)
  - ② 客観的評価が困難な財産 (美術品, 骨董品等)
  - ③ 減価する財産(建築物,建造物等減価償却資産)
  - ④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)

○ 基本財産以外の資産(その他財産、公益 | 資産の管理運用に関 事業用財産,収益事業用財産)の管理運用 にあたっても、法人の高い公益性、非営利 | 事録、計算関係書類

する規程,理事会議

審査基準第2の3の(2)

ガイドライン (III - 2 - (2) - 1)

性に鑑みると法人の裁量が無限定に認められるものと解すべきではなく,安全,確実な方法 で行われることが望ましい(審査基準第2の3の(2))。「安全、確実な方法」であるこ とについては、基本財産に対する場合と同等の厳格な管理を求めるものではないが、理事長 等の業務を執行する理事の独断による管理運用がなされたことによって法人の財産が大きく 毀損する等のことがないようにするため,元本が確実に回収できるもの以外での管理運用を 行う場合には、理事会において管理運用についての基準や手続を定めること等により法人内 での事前又は事後のチェック機能が働くよう管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制 に包含されるもので差し支えない)を整備すべきものである。なお、株式投資又は株式を含 む投資信託等による管理運用も認められるが、一定の制約がある。

〇 その他財産のうち、社会福祉事業の存続要件となっているものは、その財産が欠けるこ とにより法人の目的である社会福祉事業の継続に支障を来すこととなるため、当該財産の 管理が適正にされ,その処分がみだりに行われてはならない(審査基準第2の2の(2) のイ)。また、社会福祉事業の存続要件となっている財産の管理や処分について、法人にお いて, 管理運用体制(法人の財産全体の管理運用体制に包含されるものでも差し支えない。) の整備を図るべきである。

主眼事項	着眼点	自己評価
(3)株式保有	1 株式の保有 (1)株式の保有が法令上認められるものであるか。	ある・ない
	(2) 株式保有等を行っている場合(全株式の 20%以上を保有している場合に限る。)に、所轄庁に必要書類の提出をしているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 株式の保有は、原則として、次に掲げる ①~③の場合に限られるが、保有が認められる場合であっても、法人の非営利性の担 保の観点から、法人が営利企業を実質的に 支配することがないよう、営利企業の全株 式の2分の1を超えて保有してはならない(審査基準第2の3の(2)、審査要領 第2の(8)、(10))。	株式の保有及び取引 の状況を確認できる 書類	審査基準第2の3の (2), 審査要領第2の(8)から(11)まで	がイト <sup>*</sup> ライン (Ⅲ-2-(3)-1)
① 基本財産以外の資産の管理運用の場合	·。ただし,あくまで管	管理運用であることを明確	

- ① 基本財産以外の資産の管理運用の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常の取引を通じて取得できるものに限る。
- ② 基本財産として寄附された場合(設立後に寄附されたものも含む。)
- ③ 未公開株のうち次の要件を満たすもの
  - ・ 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
  - ・ 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究 に参画していること
  - ・ 未公開株への拠出 (額) が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認 会計士又は税理士による確認を受けていること
    - ※ 次の通知の対象となる社会福祉施設の運営費や委託費の管理運用においては、株 式投資が認められていないことに留意すること。
      - ・ 「社会福祉施設が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 16 年 3 月 12 日付け雇児発第 0312001 号, 社援発第 0312001 号, 老発第 0312001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長, 社会・援護局長及び老健局長連名 通知)
      - ・ 「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の 経理等について」(平成27年9月3日付け府子本第254号, 雇児発0903第6号内 閣府子ども・子育て本部統括官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)
- 〇 基本財産として株式が寄附される場合には、社会福祉法人の適切な運営の観点から、所轄庁は、寄附を受けた社会福祉法人の理事と当該営利企業の関係者との関係、基本財産の構成、株式等の寄附の目的について十分注意し、必要な指導等を行う。この確認や指導の実施のため、法人が株式保有等を行っている場合であって、特定の営利企業の全株式の20%以上を保有している場合については、法人は、法第59条の規定による現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要として、事業年度末現在の次に定める事項を記載した書類を提出する必要がある(審査要領第2の(9)から(11)まで)。
  - ① 名称
  - ② 事務所の所在地
  - ③ 資本金等
  - ④ 事業内容
  - ⑤ 役員の数及び代表者の氏名
  - ⑥ 従業員の数
  - ⑦ 当該社会福祉法人が保有する株式等の数及び全株式等に占める割合
  - ⑧ 保有する理由
  - 9 当該株式等の入手日
  - ⑩ 当該社会福祉法人と当該営利企業との関係(人事,取引等)
- 〇 株式保有が認められる場合であっても特定の企業の株式を全株式の2分の1を超えて有していないか,所轄庁に定められた書類を提出していない全株式の20%以上を保有している営利企業がないかを確認する。

主眼事項	着眼点	自己評価
(4)不動産の借用	<ul><li>1 不動産の借用 (1) 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けているか。</li></ul>	いる・いない
	(2) 社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされているか。	いる・いない

〇 法人は、社会福祉事業を行うために直接 必要な全ての物件について、原則として、 所有権を有していること又は国若しくは 地方公共団体の使用 許可があること又は 国又は地方公共団体 を受けていることが求められる。 登記簿謄本、国又は 地方公共団体の使用 許可があること又は 国又は地方公共団体 が借用を認めている	事 項
なお、都市部等土地の取得が極めて困難 ことを証する書類 な地域においては、不動産の一部(社会福 (賃貸借契約書等), 社施設を経営する法人の場合には、土地) 法人が行う事業・施 に限り国若しくは地方公共団体以外の者 設が確認できる書類	
から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない(寒香甚進第2の	

から貸与を受けていることとして差し支えないが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない(審査基準第2の1の(1))。また、一定の要件を満たすことにより、都市部等の地域以外においても、不動産の全部若しくは一部を国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けることが認められているが、この場合も、一定期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならない。ただし、通所施設について、一定の要件を満たす場合は、地上権又は賃借権の登記を要さない場合がある。

【社会福祉事業の用に供する不動産を国若しくは地方公共団体以外の者から借用している場合に、地上権若しくは賃借権の登記を要さないともの】

※ 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源等が確保され、また、賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていなければならない。

- ① 既設法人が通所施設を設置する場合
  - ・ 既設法人(第1種社会福祉事業(法第2条第2項第2号から第4号に掲げるものに限る。) 又は第2種社会福祉事業のうち、保育所若しくは障害福祉サービス(療養介護,生活介護, 自律訓練,就労移行支援又は就労継続支援に限る。)を行うものに限る。)が次に掲げる通 所施設を整備する場合には、当該通所施設の用に供する不動産の全てについて、国及び地 方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えない(審査基準第2の1の(2)の 工及びキ、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を 設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日付け障第670号・社援第2029号・ 老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保 健福祉局長及び児童家庭局長連名通知)。
    - i 障害児通所支援事業所
    - ii 情緒障害児短期治療施設(通所部に限る。)又は児童自立支援施設(通所部に限る。)
    - iii 障害福祉サービス事業(生活介護,自立訓練(宿泊型自立訓練を除く。),就労移行支援又は就労継続支援に限る。)
    - iv 保育所又は児童家庭支援センター
    - v 母子福祉施設
    - vi 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人介護支援センター
    - vii 身体障害者福祉センター,補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
    - viii 地域活動支援センター
    - ix 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業 (利用定員が 10 人以上であるものに限る。) を行う施設
  - ・ なお、この場合には、次のいずれかに該当する場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。
    - i 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合
    - ii 貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合
- ② 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められる範囲が都市部以外等地域であって緊急に保育所の整備が求められる地域に拡大されている(審査基準第2の1の(2)のオ,「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日付け雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長及び社会・援護局長連名通知)。

なお、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人、又は、地域における基幹的交通事業社等の信用力の高い主体である場合などのように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えない。

主 眼 事 項	着眼点	自己評価
3 会計管理 (1) 会計の原則	1「(3)会計処理」に関する着眼点及び取扱いに関する共通事項	
L		

〇 法人は、会計省令、運用上の取扱い及び留意事項(以下「会計基準」という。)に従い、会計処理を行い、 会計帳簿、計算関係書類及び財産目録を作成しなければならない(会計省令第1条第1項)。

また、会計基準において、基準が示されていない場合には、一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の慣行を斟酌しなければならない(同条第2項)。

なお、会計基準は、法人が行う全ての事業に関する会計に適用される(同条第3項)。

〇 会計処理,会計帳簿,計算関係書類及び財産目録に関する指導監査を行うに当たっては,法人が会計基準に従って,会計処理を行い,会計帳簿,計算関係書類及び財産目録が作成されているかについて確認を行うが,個々の法人における事務処理体制等を考慮の上,効果的・効率的な確認を行うことができるよう次に掲げる事項について配慮することとする。

なお、所轄庁においても、会計関係の指導監査を適切に行うため、必要に応じて、公認会計士等の専門家 や財務会計に関する知見を有する者の活用を図る(例えば、監査担当に加える、指導監査に当たって対象法 人の計算書類等のチェックを依頼する等)ことが望ましい。

- 法人の計算関係書類が適正に作成されているか及びその前提となる会計帳簿の整備や会計処理が適正に 行われているかについて確認は,該当書類の一定部分の抽出をすることにより行うことができるものであること。
- ・ 確認する範囲の抽出については、過去に是正指導を行った内容に関するもの、法人運営において重要であると考えられるもの、誤りが生じやすい会計処理に関するものとする等、効果的・効率的に確認を行うことができるものとすること。
- ・ 法人は、継続性の原則により、会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法について、毎会計年度継続して適用し、みだりに変更することはできない(会計省令第2条第3号)。重要な会計方針を変更している場合は、正当な理由による変更か、計算書類に適切に注記しているかについてそれぞれ確認すること。

なお,正当な理由による変更とは,会計基準等の改正に伴う変更,法人の事業内容又は事業内外の経営環境の変化に対応して行われるもので会計事象等を計算書類により適切に反映するために行われる変更 をいう。

- ・ 法人が、重要性の原則(注)により会計基準に定める本来の方法と異なる簡便な方法による会計処理を 行っている場合、又は、会計基準に具体的な定めがない事項について、「一般に公正妥当と認められる社 会福祉法人会計の慣行」を斟酌して会計処理を行っている場合には、法人に当該会計処理に関する説明責 任がある。所轄庁は、必要に応じて法人からその理由の説明を受けた上で、当該会計処理が認められるも のであるかについての判断を行うこと。
- (注) 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること(会計省令第2条第4号)。
- ・ 総務や会計を担当する常勤役員がいない, 総務や会計に関する事務に関して, 施設の介護職員や保育士等が兼務をしているなど専任の事務担当職員がいない等, 事務処理体制が脆弱な法人に対しては, 必要に応じて, 財務管理について識見を有する者として選任されている監事等会計に関して知見がある者の同席を促す, 確認する範囲を事前に具体的に伝える等, 法人が指導監査に適切に対応できるように配慮を行うこと。
- ・次のような法人外部の専門家は、一定程度以上に法人の会計管理を熟知又は直接関与していると想定されることから、当該専門家が指導監査の対応の補助として立ち会うことについて配慮を行うこと。
  - ① 会計監査人又は任意で会計監査を実施している公認会計士
  - ② 顧問税理士
  - ③ 記帳代行業務等を受託している専門家
- ④ 「専門家による支援」業務を提供している専門家

主眼事項	着眼点	自己評価
(2)規程・体制	1 経理規程 (1) 定款等に定めるところにより,経理規程を制定しているか。	いる・いない
	(アルが中にためることがにあり、神を生が行ると呼んとしているが。	0.000000
	(2) 経理規程が遵守されているか。	いる・いない
	2 予算の執行及び資金等管理の体制整備	
	(1) 予算の執行及び資金等の管理に関して、会計責任者の設置等 の管理運営体制が整備されているか。	いる・いない
	(2) 会計責任者と出納職員との兼務を避けるなど、内部牽制に配 意した体制とされているか。	いる・いない

- 〇 指導監査については、次のとおり行うものとする。
  - ・ 計算関係書類や会計処理の誤りがないかを確認し、単なる指摘にとどまるだけではなく、計算関係書類の内容に誤りがある場合や会計処理が会計基準に則したものでない場合には、その原因及び問題点を把握し、法人がどのように改善していくべきかについて、法人と相互理解を図った上で指導を行うべきものであること。また、会計処理等に誤りが多い法人に対しては、専門家の支援を活用することや会計基準等に関する研修会への職員の参加を促すなど法人の状況に応じた助言等の支援を行うことが望ましい。
  - 計算関係書類の作成や会計処理等については、会計基準において詳細に定められており、また、専門的 な知見を要するものであるため、文書指摘を行う指摘基準は、原則として、基本的な会計処理等を行って いない場合等とする。
  - ・ ガイドラインは、会計基準に定める詳細な会計処理について、全てを網羅するものではないため、指導監査においては、法人が会計基準や経理規程等規程類に従って会計処理を行っているかについて、ガイドラインに定める事項以外についても確認及び指導を行うことができるものであるが、指導にあたっては、指摘等の趣旨及び根拠を明らかにした上で行う。
- 経理規程においては、法令等及び定款に 定めるもの(注1)の他、法人が会計処理 を行うために必要な事項(予算・決算の手 続、会計帳簿の整備、会計処理の体制及び 手続、資産及び負債の管理や評価、契 する事項等)について定めるものと り、法人における会計面の業務執行に関する基本的な取扱いを定めるものとして、 人の定款において、経理規程を定める である。また、経理規程 でおくべきものである。また、経理規程 でおくべきものである。また、経理規程 である事務処理を行うために必要な細則 等を違守することが求められる。
  - ※ 経理規程を定めるに当たって関係する法令又は通知には、会計省令、運用上の取扱い、留意事項等の他、入札通知等がある。
  - ※ 定款例第34条では、法人の会計に関 しては、法令等及び定款に定めのある もののほか、理事会で定める経理規程 により処理するとしている。
- O 法人における管理運営体制を明確にするため、経理規程等に定めるところにより、会計責任者を理事長が任命することや、会計責任者又は理事長の任命する出納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化すべきである。

定款, 経理規程等, 理事会の議事録等, 経理規程等に定める ところにより会計処 理等が行われている ことが確認できる書 留意事項1の(4)

カ イト ライン (Ⅲ-3-(2)-1)

経理規程,業務分担 を定めた規程等

留意事項1の(1),(2)

ガイドライン (Ⅲ-3-(2)-2)

主眼事項	着眼点	自己評価
(3)会計処理	1. 事業区分等 (1) 事業区分は適正に区分されているか。	いる・いない
	(2) 拠点区分は適正に区分されているか。	いる・いない
	(3) 拠点区分について,サービス区分が設けられているか。	いる・いない

		In the At A	44 5- 4
チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
〇 公益事業(社会福祉事業と一体的に行われるものであって,当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることを認められているものを除く。)又は収益事業を行う法人は計算書類の作成に関して,社会福祉事業に関する事業区分,公益事業又は収益事業に関する事業区分を設けなければならない(会計省令第10条第1項)。	定款,収支予算,計 算書類	会計省令第10条第1項, 運用上の取扱い2, 留意事項4	が イト ライン (Ⅲ-3-(3)-1)
○ 法人が行う事業については、会計管理の 実態を勘案して、予算管理の単位とし、一 体として運営される施設、事業所又は事務 所に関しては、これらを一つの拠点とする 拠点区分を設け、計算書類の作成すること とされている(同上)。具体的な区分につ いては、法令上の事業種別、事業内容及び 実施する事業の会計管理の実態を勘案し て区分を設定するものとする。			
○ 各拠点区分については、その実施する事業が社会福祉事業、公益事業、収益事業のいずれであるかにより、属する事業区分を決定する。社会福祉事業、公益事業又は収益事業は、別の拠点区分とすることが原則であるが、社会福祉事業と一体的に実施されている公益事業については、当該社会福祉事業と同一の拠点区分とすることができる。			
〇 拠点において,複数の事業を実施する場合等であって,法令等の要請によりそれぞれの事業ごとの事業活動状況又は資金収	定款,拠点区分資金 収支明細書,拠点区 分事業活動明細書	会計省令第10条第2項, 運用上の取扱い3, 留意事項5	がイト <sup>*</sup> ライン (Ⅲ-3-(3)-1)
れの事業ごとの事業活動状況又は資金収 分事業活動明細書 留意事項5 支状況の把握が必要な場合には、事業の内容に応じて区分するために、サービス区分を設けなければならない。 【サービス区分の設定の事例】 ① 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分③ 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)における会計の区分④ ①から③以外の事業については、法人の定款に定める事業ごとの区分〇サービス区分の設定は、次の方法。① 原則的な方法介護保険サービス、障害福祉サービス、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業については、上記の例示に示した指定サービス基準等において当該事業の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている事業をサービス区分とする。他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。なお、特定の補助金等の使途を明確にするため、更に細分化することもできる。② 簡便的な方法介護保険関係事業又は保育関係事業については、上記の原則にかかわらず、次の取扱いとすることができる。			

主眼事項	着	眼	点	自己評価
		(空 欄)		

## i 介護保険関係

次の介護サービスと一体的に行われている介護予防サービスなど,両者のコストをその発生の態様から区分することが困難である場合には,勘定科目として介護予防サービスなどの収入額のみを把握できれば同一のサービス区分として差し支えない。

- 指定訪問介護と第1号訪問事業
- 指定通所介護と第1号通所事業
- 指定地域密着型通所介護,指定介護予防通所介護と第1号通所事業
- ・ 指定介護予防支援と第1号介護予防ケアマネジメント事業
- 指定認知症対応型通所介護と指定介護予防認知症対応型通所介護
- 指定短期入所生活介護と指定介護予防短期入所生活介護
- 指定小規模多機能型居宅介護と指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- 指定認知症対応型共同生活介護と指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- 指定訪問入浴介護と指定介護予防訪問入浴介護
- 指定特定施設入居者生活介護と指定介護予防特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与と介護予防福祉用具貸与
- 福祉用具販売と介護予防福祉用具販売
- 指定介護老人福祉施設といわゆる空きベッド活用方式により当該施設で実施する 指定短期入所生活介護事業

## ii 保育関係

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業(以下「保育所等」という。)を経営する事業と保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業については、同一のサービス区分として差し支えない。

なお、保育所等で実施される地域子ども・子育て支援事業、その他特定の補助金等により行われる事業については、当該補助金等の適正な執行を確保する観点から、同一のサービス区分とした場合においても合理的な基準に基づいて各事業費の算出を行うものとし、一度選択した基準は、原則継続的に使用するものとする。

また、各事業費の算出に当たっての基準、内訳は、所轄庁や補助を行う自治体の求めに応じて提出できるよう書類により整理しておくものとする。

主眼事項	着眼点	自己評価
	2. 会計処理の基本的取扱い (1) 会計処理の基本的取扱いに沿った会計処理を行っているか。	いる・いない
	3 計算書類の作成 (1)作成すべき計算書類が作成されているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 会計処理の基本的取扱いには次のような 内容があり、基本的取扱いに合わない会計処 理を行っていないことを確認する。 ・借入金、補助金及び寄附金はその目的に応 じて帰属する拠点区分を決定し、適切な勘定 科目に計上する。	計算書類	会計省令第11 条, 第 14 条第2項 運用上の取扱い6 留意事項8, 9, 10	カ <sup>*</sup> イト <sup>*</sup> ライン (Ⅲ-3-(3)-2)
・共通支出(費用)については、留意事項の等、建物であれば延床面積等によって配分す	ることとされており,	法人において、どのよう	
本配分方法を用いたか分かるように記録した ・事業区分間及び拠点区分間における内部取 いて相殺消去することとされており、法人単	引については, 計算書	類各号第2~4様式にお	
の内部取引が相殺消去されているか。 ・貸借対照表上、未収金、前払金、未払金、 債務は、流動資産又は流動負債に表示する。	前受金等の経常的な取	引によって発生した債権	
・貸借対照表上、貸付金、借入金等の経常的ないでは、貸借対照表日の翌日から起算して 1.2			

〇 会計基準においては、計算書類の作成に 計算書類 関して、事業区分及び拠点区分を設けなけ

負債に表示する。

計算書類 会計省令第7条の2,留 意事項7

カ゛イト゛ライン (Ⅲ-3-(3)-3)

ればならず、法人は、計算書類として、法人全体、事業区分別及び拠点区分別の貸借対照表、資金収支計算書並びに事業活動計算書を作成しなければならない。なお、法人が行う事業により、内容が重複するものとなる場合は省略できることが定められている。

動資産又は流動負債に、入金又は支払の期限が1年を超えて到来するものは固定資産又は固定

- 計算書類の作成は次のとおり行う。
  - ・ 記載する金額は、原則として総額をもって、かつ、1円単位で表示する。
  - ・ 計算書類の様式は、会計省令に定めるところ(第1号第1様式から第3号第4様式まで)による。
  - ・ 各号第2様式については、事業区分が社会福祉事業のみの法人は省略可能であり、各号 第3様式については、当該事業区分に拠点区分が一つである場合は省略可能である。
  - ・ 各号第4様式については、各拠点区分ごとに作成しなければならない。
  - ・ 計算書類の様式には勘定科目が大区分、中区分、小区分の別に規定されている。法人において必要がない科目の省略や適切な科目がないと考えられる場合の追加の取扱いについては、様式ごと、区分ごとに定められている。なお、「〇〇収入」というような科目名が特定されていない勘定科目については、法人がその内容を示す科目名を記載することができる。

また、該当する取引が制度上認められていない事業種別では当該勘定科目を使用する ことができない。

主眼事項	着眼点	自己評価
	[資金収支計算書] (1) 計算書類に整合性がとれているか。	いる・いない
	(2) 資金収支計算書の様式が会計基準に則しているか。	いる・いない
	(3) 資金収支予算書は,定款の定め等に従い適正な手続により作 成されているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 資金収支計算書の当期末支払資金残高と 貸借対照表の当年度末支払資金残高(流動 資産と流動負債の差額。ただし、1年基準		会計省令第13 条運用上 の取扱い5留意事項2 の(1)	ガイドライン (Ⅲ-3-(3)-3)

により固定資産又は固定負債から振り替えられた流動資産・流動負債、引当金及び棚卸資 産(貯蔵品を除く。)を除く。)は一致しているか確認する。資金収支計算書の前期末支 払資金残高も同様に貸借対照表の前年度末支払資金残高と一致しているか確認する。

〇 「予算」欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算額(補正が無い場合は当初の予算 額)と一致しているか確認する。

> 会計省令第1号第1様 式から第4様式まで

## 資金収支計算書

- イ 法人単位資金収支計算書
- 口 資金収支計算書内訳表
- ハ 事業区分資金収支計算書内訳表
- ニ 拠点区分資金収支計算書・・・・・

大区分のみを記載するが, 必要のない勘定 科目は省略可。ただし、追加・修正は不可。

小区分までを記載し、必要のない勘定科目 の省略可。中区分についてはやむを得ない 場合、小区分については適当な勘定科目を 追加可。小区分を更に区分する必要がある 場合には、小区分の下に適当な科目を設け ることが可。

ついて予算を編成し、資金収支予算書を作 | 款、理事会議事録、 成した上で, その予算に基づいて事業活動 | 評議員会議事録 を行うものとする。

○ 法人は、毎年度、全ての収入及び支出に「資金収支予算書、定」留意事項2の(1),(2)

また、資金収支予算書は、事業計画をもとに、各拠点区分ごとに資金収支計算書の勘定 科目に準拠して作成する(留意事項2の(1), (2))。

- 資金収支予算書の作成に関する手続きは法定されていないが、収入支出予算の編成は法人 の運営に関する重要事項であり、定款において、その作成及び承認に関して定めておくべ きである(注)。
- (注) 定款例第31条第1項では、毎会計年度開始の日の前日までに、予算は理事長が作成し、 (例1) 理事会の承認
- (例2) 理事会の決議を経て、評議員会の承認 を受けなければならないとしている。
- ※ 定款において、予算を評議員会の承認事項とすることは、租税特別措置法第40 条の適用 を受ける場合の要件とされているため、同条の適用を受けようとする法人は、例2の規定 とする必要がある。
- 〇 指導監査を行うに当たっては、定款等に定める手続により資金収支予算書が作成されている かを確認する。

主眼事項	着眼点	自己評価
	(4)予算の執行に当たって、変更を加えるときは、定款等に定め る手続を経ているか。	いる・いない
	[事業活動計算書] (1) 計算書類に整合性がとれているか。	いる・いない
	(2) 事業活動計算書の様式が会計基準に則しているか。	いる・いない

			ı
チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 法人は、予算の執行に当たって、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にと	資金収支予算書,資金収支計算書,定款,理事会議事録, 評議員会議事録	留意事項2の(2)	
どまる場合は、この限りではない(留意事 〇 理事長等法人の業務執行を行う理事は、予 いて決定・承認された範囲内で権限及び初予 任の範囲について明確にするため、当初 一ついては、法人の定款(注)、経理規程等 神正予算を編成することを要しない軽微な 定めておくべきものである。なお、支出を行 る場合であって予算どおりに支出を行 る場合には、理事長等予算の執行を担当す 対応を行うことが適当である。 (注) 定款例第31 条第1項においては、予算	を算の執行に当たっては 任を有するものであり 算を変更し、補でであり において、定めいい が 動が が り は が り は が り は の の の の の に が り は の の の の の り の の り の の り の り の り の り	, 理事長等の権限及び責 を編成する場合の手続に べきものである。また, 規程や予算等において 場合や収入が予算より減 等予算と乖離が生じてい を行い承認を受ける等の	
いる。 〇 指導監査を行うに当たっては、予算に軽微が定款等に定める手続に従って編成されてはいえない乖離があるかについては、上記はそれに従っているか、基準が定められてがなされているか、法人の事業規模から見認する。	な範囲とはいえないす いるかを確認する。な のとおり規程や予算に いない場合にあっては	記離がある場合に補正予算 お,予算に軽微な範囲と おける基準がある場合に ,理事会において説明等	
○ 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額 と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は		会計省令第1条第2	カ゛イト゛ライン
一致しているか、また、事業活動計算書の 当期活動増減差額と貸借対照表の「(うち当	       	項  「一致しているか確認する。	(Ⅲ-3-(3)-3)
一致しているか、また、事業活動計算書の 当期活動増減差額と貸借対照表の「(うち当	当期活動増減差額)」が		(Ⅲ-3-(3)-3)
	大区分のみを記載する科目は省略可。ただし	「一致しているか確認する。 会計省令第2号第1様式 から第4様式まで るが、必要のない勘定 、追加・修正は不可。 必要のない勘定科目 のいてはやむを得ない には適当な勘定科目を に区分する必要がある	(III-3-(3)-3)

主	眼	事	項			着	眼	点		自己評価
				(3) 4	双益及び費	用は適切	な会計期間に	計上され	ているか。	いる・いない
				(4) 7	寄附金につ	ついて適正	に計上されて	<b>こいるか</b> 。		いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 収益は、原則として、物品の販売又はサービスの提供等を行い、かつこれに対する現金及び預金、未収金等を取得したときに計上され(実現主義)、費用は原則として費用の発生原因となる取引が発生したとき又はサービスの提供を受けたときに計上されているか確認する(発生主義)。	計算書類、財産目 録、総勘定元帳(その他の帳簿,明細), 請求書控(介護報酬 請求書控,利用者請 求書控),契約書, 請求書,領収書	会計省令第1条第2項 留意事項第2条第1項 4号 運用上の取扱い1	
〇 事業活動計算から、前払費用及び前受収益 勘定項目(未払費用、未収収益、前払費用 な会計期間に計しされていない可能性があ	をは除き、未払費用及で 、前受収益)が設定さ	れていない場合は,適切	

- な会計期間に計上されていない可能性がある。なお,経過勘定項目にも重要性の原則の適 用があることに留意する。
- 指導監査を行うに当たっては、次の手続を任意の抽出対象に対して実施する。
  - ・会計年度末までに提供したサービスに係る収益が事業活動計算書に計上されていること を総勘定元帳(その他の帳簿、明細など)と根拠書類(介護報酬請求書控、利用者請求書 控等) の突き合わせにより確認する。
  - ・期末日直前までに提供を受けたサービスに係る費用が網羅されていることを、次年度直 後に帳簿に記録された費用の証拠書類を閲覧して確認する。
  - ・継続的な役務提供に関する契約については契約書等で確認し、支払又は受取時期と役務 提供期間がずれている場合には、対応する経過勘定項目が計上されていることを確認する。
- 経常経費に対する寄附物品は、取得時の | 寄附金申込書、寄附 時価により、経常経費寄附金収入及び経常 経費寄附金収益に計上されているか確認 する。

留意事項9(2) 金領収書(控),寄 附金台帳

- 土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品は、取得時の時価により、事業活動計算 書の固定資産受贈額として計上され、資金収支計算書には計上されていないか確認する。
- 〇 共同募金からの配分金は、その配分金の内容に基づき適切な勘定科目に計上され、このう ち基本金又は国庫補助金等特別積立金に組み入れるべきものは適切に組み入れられている か確認する。
- 寄附金申込書, 寄附金領収書(控), 寄附金台帳の記録は全て対応しているか確認する。(寄 附者が匿名の場合等、寄附金申込書、寄附金領収書(控)が確認できない場合は寄附金台帳 にて金額, 使途等が記録されているか確認を行う。)

主眼事項	着眼点	自己評価
	[貸借対照表] (1) 計算書類に整合性がとれているか。	いる・いない
	(2) 貸借対照表の様式が会計基準に則しているか。	いる・いない
	(3) 資産は実在しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 貸借対照表の純資産の部と財産目録の差 引純資産は一致しているか確認する。		会計省令第33 条	カ <sup>*</sup> イト <sup>*</sup> ライン (皿 -3-(3)-3)
〇 貸借対照表及び財産目録は,法人の資産 及び負債について,勘定科目ごとにその価	計算書類	会計省令第3号第1様 式から第4様式まで	
額を表示するものであり、会計基準におい	ては、法人の資産及び	負債の評価の方法を規定	

している。

○ なお、法人の資産の評価については、法人が結果についての責任を有するものであり、所 轄庁は,原則として,法人の個々の資産の評価について,時価や市場価格等を調査し,そ の調査結果と計算関係書類や財産目録との照合による確認を行うものではなく、法人がこ れらの評価を適正に行っているかを法人が保存する証憑等により確認するものである。

## 貸借対照表

- イ 法人単位貸借対照表
- 口 貸借対照表内訳表
- ハ 事業区分貸借対照表内訳表
- 二 拠点区分貸借対照表

中区分までを記載し、必要のない中区分の勘定科目 の省略可。中区分についてはやむを得ない場合、勘 定科目の追加可。

○ 計算書類及び財産目録に計上している資 | 計算書類、財産目 産が実在していることが重要である。確認 方法には実際に現物や証明書を閲覧して 確認する方法、法人の手続きの結果を閲覧 する方法の大きく2つのアプローチがあ る。法人の手続きの結果を閲覧する方法に ついては、経理規程やその他規程による手 続きに基づき,適切に実施されていること | 資産の実地棚卸の を確認する。

録,残高を記録した 補助簿,預金通帳又 は証書の原本、金融 機関発行の残高証 明書,棚卸資産の実 地棚卸の結果、固定 結果 等

会計省令第2条第1項 第1号

- 指導監査を行うにあたっては、事業活動計算書のチェックポイントの「収益及び費用は適 切な会計期間に計上されているか。」で実施した手続の他に、次の手続を任意の抽出対象 に対して実施する。・現金について、残高を記録した補助簿等が適切な者によって作成さ れ、承認されていることを確認する。
  - ・預金について、預金通帳又は証書の原本、金融機関発行の残高証明書の原本を入手し、 財産目録等の預金残高の一覧を突き合わせる。
  - ・金融商品について、金融機関発行の残高証明書の原本と法人が管理に用いる書類(明細 表等)を突き合わせる
  - ・棚卸資産について、実地棚卸の結果を閲覧し、会計帳簿まで結果が反映されていること を確認する。
  - ・有形固定資産について、実地棚卸の結果を閲覧し、会計帳簿まで結果が反映されている ことを確認する。
  - ・貸付金について、契約書を閲覧し、未返済額と貸借対照表の計上額が整合していることを 確認する。

主	眼	事	項	着眼点	自己評価
				(4) 資産を取得した場合,原則として取得価額を付しているか。	いる・いない
				(5) 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特	記事	ij	 頁
会計基準において、資産を取得した場合の評価は次のとおり。     原則として会計帳簿にその取得価額を付さなければならない。なお、取得価額		会計省令第4条第1項, 運用上の取扱い14				
には、資産を取得した際に要した手数料 ・ 通常要する価額と比較して著しく低いは、取得又は贈与の時における当該資産 ・ 交換により取得した資産の評価は、交換	ヽ価額で取得した資産∑ の取得のために通常要	する価額をもって行う。				
○ 減価償却は、各年度末における各資産の価額を表示するため、建物、構築物及び車輌運搬具等の使用又は時の経過により価値が減少するもので、耐用年数が1年以上、かつ、原則として1個若しくは1組の金額が10万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象として、原則として各資産ごとに行う。なお、土地など減価が生じない資産については、減価償却を行わない。	計算書類の附属明細書(基本財産及びその他の固定資産産産の明細書)、固定資産産の明細書)、固定資産産産の明細書)、固定資産管理台帳、法行でではる補助等、減価償却費を計上した会計伝票等	運用上の取扱い 16, 留意事項17				
○ 減価償却計算については、有形固定資産 法により、ソフトウエア等の無形固定資産 ○ 減価償却期間が終了している資産につい 価額を次の通り計上する。 ・ 平成19年3月31日以前に取得した有	については、定額法に いては、資産の種別及び	より償却計算を行う。 が取得時期に応じて, 残存				
・ 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有ただし、耐用年数到来時においても使用減価償却期間が終了していることを示すある。 ・ 平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有無はゼロとし、償却累計額が当該資産の取達するまで償却する。 ・ 無形固定資産は取得時期にかかわらず	し続けている有形固定 備忘価額(1円)まで が固定資産は償却計算で で得価額から備忘価額	資産については、さらに、 で償却を行うことが可能で を実施するための残存価額 (1円)を控除した金額に				
〇 各資産の耐用年数については、原則とし (昭和 40 年大蔵省令第 15 号) により、通 産の償却率、改定償却率及び保証率表) に	適用する償却率等は留意					

〇 減価償却計算は、原則として、1年を単位として行うが、年度の中途で取得又は売却・ 廃棄した減価償却資産については、月を単位(月数は暦に従って計算し、1か月に満たな い端数を生じた時はこれを1か月とする)として計算を行う。

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	(6) 資産について時価評価を適正に行っているか。	いる・いない
	(7) 有価証券の価額について適正に評価しているか。	いる・いない
	(8) 棚卸資産について適正に評価しているか。	いる・いない
	0.5	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事	項
D 法人の資産を適正に表示するため,会計 年度の末日における時価がその時の取得 価額より著しく低い資産については,当該 資産の時価がその時の取得価額まで回復 すると認められる場合を除き,時価を付す	固定資産管理台帳, 時価評価の必要性の 有無を判定している 法人作成資料, 時価 評価に係る会計伝票	会計省令第4条第3項, 運用上の取扱い17, 留意事項22		
(時価評価を行う)必要がある。	等			
一時価評価の対象となる「著しく低い」とはでいる場合をいう。ただし、「使用価値」を定資産であって、当該資産の使用価値が明める。とうでは、「使用価値」により評価を担えないは、「資産又は資産グループを担合し、経まれる資産にあるがある。とを原則とするものであるから、おのとするものであるがようない場合は少ないと考えられる。把ができないがある資料を担ているかを法人が保有する使用によりである。とのでは、「はないであるとない場合は少ないと考えられる。」とならない場合は少ないと考えられる。そのであるができ、といるがによりである。といるがには、「は、「は、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、」には、「は、「は、」には、「は、「は、」には、「は、」には、「は、「は、」には、「は、」には、「は、」には、「は、」には、「は、」には、「は、」には、「は、」には、「は、」には、「は、」とは、「は、」とは、「は、」とは、「は、」とは、「は、」とは、「は、」とは、「は、」とは、「は、」とは、「は、」とは、「は、」とは、「は、」には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	は、時価が帳簿価額かに 学算定するこものについ において、使用価値に において、専用価値を において、事で用の値値 対価を伴う事で用に値で 対価をはまでのででいる がでついる がでついる がでついる がでついる がでついる がでついる がでついる がでついる がでついる がでついる がでいる がでいる がでいる がでいる がでいる がでいる がにはは がにいる がには、 が	る有形固定資産又は無形固 いては、取得価額から減価 付することができる。 ている固定資産に限られ、 登分によって生ずると見込 。 まにより管理運用を行うこれ 記の時価評価を行けけ価 がては、法人が上記の時価 が資産について時価評価を 人にその時価の変動が法人		
○ 有価証券の評価については、満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって保有する債券をいう。)以外の有価証券のうち市場価格のあるものは、会計年度の末日においてその時の時価を付する。一方、満期保有目的の債券は、債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額をもって貸借対照価額とする。 ○ 指導監査を行うに当たっては、これら	市証のつ要で料会有でる却伝に、情報のおける。価値的に必し資をは、一個のは、一個のは、一個のは、一個のは、一個のは、一個のは、一個のは、一個の	会計省令第4条第5項, 運用上の取扱い15		
D 棚卸資産(貯蔵品, 医薬品, 診療・療養 費等材料, 給食用材料, 商品・製品, 仕掛 品, 原材料等)については, 会計年度末に おける時価がその時の取得価額より低い ときは, 時価を付しているかを確認する。 この場合の「時価」とは, 公正な評価額を いい, 市場価格に基づく価額をいう。	棚卸資産について時価評価の必要性の有無を判定している法人作成資料,棚卸資産のために作成している帳簿等,時価評価に係る会計伝票等			

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	(9) 負債は網羅的に計上されているか(引当金を除く)。	いる・いない
	(10)引当金は適正に計上されているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特	記:	事:	<u>項</u>
7 4 9 9 4 4 4 1	日下日知	1以200万	14	<u>д</u> С -	# '	乜
○ 負債は網羅的に計上されているか。 ○ 負債のうち、債務は原則として債務額で 計上されているか。資金繰りが悪化し、 借入金の利息を支払っていない場合も当 該利息を債務に計上する必要がある。 ○ 指導監査を行うに当たっては、「収益及 び費用は適切な会計期間に計上されてい るか。」で実施した手続の他に、次の手 続を実施する。 ・ 理事会議事録を閲覧し、理事会で決議し ・ 前年度末と比較し、当年度末の残高が記	<b>著しく少額の場合にはそ</b>	の理由を確認する。				
・ 借入金残高と借入利率を用いて支払利息 乖離がないことを確認する。又は借入金残高 借入利率と比較する。						
〇 引当金とは、将来の特定の費用又は損失 であって、その発生が当該会計年度以前の 事象に起因し、発生の可能性が高くかつ		会計省令第5条第2項, 運用上の取扱い18				
その金額を合理的に見積もることができる 該会計年度の費用として繰り入れるもので 賞与引当金、退職給付引当金及び役員退職 〇 引当金は、当該引当金の残高を貸借対照表 記載するものであり、原則として、引当金の れる見込みのものは流動負債に計上し、退 る見込みのものは固定負債に計上する。	あり、会計基準におい 慰労引当金の取扱いに の負債の部に計上又は資 のうち賞与引当金のよう	ては、徴収不能引当金、 ついて個別に定めている。 資産の部に控除項目として うに通常1年以内に使用さ				

主眼事項	着眼点	自己評価
	(11) 債権について徴収不能引当金を適正に計上しているか。	いる・いない
	(12) 賞与引当金を適正に計上しているか。	いる・いない
	(13)退職給付引当金を適正に計上しているか。	いる・いない
	0.0	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特	記	事:	項
〇 徴収不能引当金は,原則として,毎会計	引当金明細書(計算	会計省令第4条第4				
年度末において徴収することが不可能な	書類の附属明細	項,				
債権(事業未収金, 未収金, 受取手形, 貸	書)、個別法及び一	運用上の取扱い18 の				
付金等)を個別に判断し、当該債権を徴収	括法による徴収不	(2),				
不能引当金に計上する方法(以下「個別法」	能引当金の計上の	留意事項18 の (1)				
という。) によるとともに, これらの債権	必要性の有無を検					
について,過去の徴収不能額の発生割合に	討している					
応じた金額を計上する方法(以下「一括法」	法人作成資料,徴収					
という。) によるものであり, 徴収不能引	不能引当金の計上に					
当金は、貸借対照表において金銭債権から	係る会計伝票等					
控除する形で表示する。						
なお、一括法については、過去の貸倒実	績率による徴収不能額	の見積もりについては,				
客観的根拠に基づき算定されるべきであり	,過去に貸倒の実績(	日常的取引に係る債権や				
福祉サービス等の利用者負担額に係る債権	等であって、少額であ	るため貸倒れによる法人				
の財務状況への影響が軽微な債権に係るも	のを除く。)を有する	法人は、経理規程等で見				
積もりの方法を定めておくことが望ましい						
収不能引当金を計上することが求められる						
○ 指導監査を行うに当たっては、滞留債権の	) 把握が適切に行われて	ているか、また、徴収不能				
引当金が会計基準に則り計上されているか		- ,				
〇 賞与引当金は、法人と職員との雇用関係		会計省令第5条第2				
に基づき、毎月の給料の他に賞与を支給す	書類の附属明細	項第1号,				
る場合において、翌期に支給する職員の賞	書)、賞与引当金に					
与のうち支給対象期間が当期に帰属する	係る会計伝票等,賞					
支給見込額を計上する。	与引当金の計上の	留意事項18 の (2)				
〇 指導監査を行うに当たっては、職員に対	必要性の有無を検					
し賞与を支給することとされている場合	討している法人作					
	成資料					
該会計年度の費用に計上し、負債として認		当金として計上している				
かを確認する。						
○ 重要性が乏しいことを理由に賞与引当金が	計上されていない場合	重要性が乏しいと判断す				
る理由を確認する。		,				
○ 退職給付引当金は、職員に対し退職金を	司当全田細建 (計管	<b>会計省会第5</b> 条第 <b>9</b> 值				
支給することが定められている場合に、将	書類の附属明細書)	第2号,				
来支給する退職金のうち当該会計年度の	退職給付引当金の計	ポニッ,   運用上の取扱い 18 の				
負担に属すべき金額を当該会計年度の費	上の必要性の有無を	(4),				
用に計上し、負債として認識すべき残高を	検討している法人作	(4),   留意事項18の(3)				
計上する。ただし、退職給付の対象となる	成資料、退職給付引	田心事物100/(3/				
職員数が300人未満の法人のほか、職員数	当金に係る会計伝票					
が300人以上であっても、年齢や勤務期間	当並に除る云前伝宗					
に偏りがあるなどにより数理計算結果に一	-	 				
的な方法により算定した場合の額と期末要						
対な力法により昇足した場合の観と期末委						
本人においては、	- ノいて別小女人们領い	-のソ开ルすることができ				

○ ただし,法人が公的な退職金制度を活用している場合については,その内容に応じて

・ 独立行政法人福祉医療機構の実施する社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び確定 拠出年金制度のように拠出以後に追加的な負担が生じない外部拠出型の制度を活用する 場合は、当該制度の対象となる者については、法人の資産から退職金の支払いを行うこ とはないため、退職給与引当金の計上は行わず、当該制度に基づく要拠出額である掛金 額をもって費用処理すること

主眼事項	着 眼 点	自己評価
	(14)上記のほか、引当金の計上は適切か。	いる・いない
	(15)純資産は適正に計上されているか。 (16)基本金について適正に計上されているか。	いる・いない
	(10) 全体並に 20・C 旭正に正子でもでいるが。	

都道府県等の実施する退職共済制度において、退職一時金制度等の確定給付型を採用 している場合は、約定の額を退職給付引当金に計上する。ただし、被共済職員個人の拠 出金がある場合は,約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し 引いた額を退職給付引当金に計上することが原則であるが、簡便法として、期末退職金 要支給額(約定の給付額から被共済職員個人が既に拠出した掛金累計額を差し引いた額) を退職給付引当金とし同額の退職給付引当資産を計上する方法や、社会福祉法人の負担 する掛金額を退職給付引当資産とし同額の退職給付引当金を計上する方法を用いること ができること

とされている。

- 引当金については、全ての要件に該当す | る場合には計上が必要である。
- 特に、役員に対し支払う退職慰労金は、 在任期間中の職務執行に対する後払いの 報酬と考えられており,役員報酬と同様の 手続を経る必要がある。支給額が役員退職 慰労金に関する規程(役員報酬基準)によ「資料、役員退職慰労 り合理的に見積もることが可能な場合に は、将来支給する退職慰労金のうち、当該| 会計年度の負担に属すべき金額を当該会 計年度の役員退職慰労引当金繰入に計上

引当金明細書(計算 書類の附属明細 書),役員退職慰労 引当金の計上の必 要性の有無を検討 している法人作成 金に関する規程(役 員報酬基準),役員 退職慰労引当金に 係る会計伝票等

会計省令第5条第2

運用上の取扱い18 の (1), (4)

- し、負債として認識すべき残高を役員退職慰労引当金として計上する。
- 全ての要件に該当する場合以外の、利益を留保する目的で計上された引当金は認められな
- 指導監査を行うに当たっては、①計上されている引当金は全ての要件に該当するか、②引当 金の全ての要件に該当する場合に必要な引当金が計上されているかを確認する。
- 貸借対照表に計上する純資産について は、会計基準において、基本金、国庫補助

会計省令第26条第2

金等特別積立金、その他の積立金及び次期繰越活動増減差額が定められている。純資産につ いては、基本金を元に行われる法人設立以降の法人の事業活動の結果としての財産の増減を 示すものとして貸借対照表に表示されるものであり、これらについては、会計基準に従い、 貸借対照表に適正に計上される必要がある。

- 基本金には、社会福祉法人が事業開始等 計算書類、基本金明 に当たって財源として受け入れた寄附金 | 細書(計算書類の附 の額を計上する。
  - ① 第1号基本金 社会福祉法人の設立 受け入れに関する書 並びに施設の創設及び増築等のために 基本財産等を取得すべきものとして指|与契約書等)、基本 定された寄附金の額(具体的には、土地、 施設の創設、増築、増改築における増築 | 伝票等

属明細書), 寄附の 類(寄附申込書,贈 金の計上に係る会計 会計省令第6条第1項, 運用上の取扱い 11. 12. 留意事項14

- 分,拡張における面積増加分及び施設の創設及び増築時等における初度設備整備,非常 通報装置設備整備、屋内消火栓設備整備等の基本財産等の取得に係る寄附金の額)
- ② 第2号基本金 第1号の資産の取得等に係る借入金の元金償還に充てるものとして指 定された寄附金の額(具体的には,施設の創設及び増築等のために基本財産等を取得す るにあたって、借入金が生じた場合において、その借入金の返済を目的として収受した 寄附金の総額)
- ③ 第3号基本金 施設の創設及び増築時等に運転資金に充てるために収受した寄附金の 額(具体的には、平成 12 年 12 月 1 日付け障企第 59 号・社援企第 35 号・老計第 52 号・ 児企第 33 号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長, 厚生省社会・援護局企画課長, 厚 生省老人保健福祉局計画課長及び厚生省児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の 認可について」別添社会福祉法人審査要領第2の(3)に定める、当該法人の年間事業 費の 12 分の 1 以上に相当する寄附金の額及び増築等の際に運転資金に充てるために収受 した寄附金の額)

主眼事項	着	自己評価
	(17) 国庫補助金等特別積立金について適正に計上されているか。	いる・いない
	(18) その他の積立金について適正に計上されているか。	いる・いない

- 基本金への組入れは、同項に規定する寄附金を事業活動計算書の特別収益に計上した後、 その収益に相当する額を基本金組入額として特別費用に計上して行う。
- 法人が事業の一部又は全部を廃止し、かつ基本金組み入れの対象となった基本財産又はそ の他の固定資産が廃棄され、又は売却された場合には、当該事業に関して組み入れられた基 本金の一部又は全部の額を取り崩し、その金額を事業活動計算書の繰越活動増減差額の部に 計上する。
- 国庫補助金等特別積立金は、施設及び設 | 国庫補助金等特別積 | 会計省令第6条第2項。 備の整備のために国、地方公共団体等から │立金明細書(計算書 │ 運用上の取扱い 9, 10, 受領した補助金, 助成金, 交付金等(以下) 「国庫補助金等」という。)の額を計上す|国庫補助金等特別積 るものであり、具体的には、次のものを計 | 立金の積み立て、取 上する。

類の附属明細書). り崩しに係る伝票等

留意事項15

- ① 施設及び設備の整備のために国及び地方公共団体等から受領した補助金,助成金及び 交付金等
- ② 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設 備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設 備整備事業に対する補助金等に相当するもの
  - ※ 国庫補助金等とは、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」(平成 17 年 10 月5日付け厚生労働省発社援第 1005003 号厚生労働省事務次官通知) に定める施設整 備事業に対する補助金など、主として固定資産の取得に充てられることを目的として、 国及び地方公共団体等から受領した補助金、助成金及び交付金等をいう。また、次の ものも国庫補助金等に含まれる。
    - ・ 自転車競技法第24条第6号などに基づいたいわゆる民間公益補助事業による助成
    - 施設整備及び設備整備の目的で共同募金会から受ける受配者指定寄附金以外の配 分金
    - 設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又 は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事 業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するもの
- その他の積立金は、将来の特定の目的の | 積立金・積立資産明 | 会計省令第6条第3項、 費用又は損失の発生に備えるため、法人が|細書(計算書類の附|運用上の取扱い19、 理事会の議決に基づき事業活動計算書の | 属明細書) 、その他 当期末繰越活動増減差額から積立金とししの積立金の積み立 て積み立てた額を計上するものであり、当一て、取り崩しに係る 期末繰越活動増減差額にその他の積立金 | 伝票等

留意事項19

取崩額を加算した額に余剰が生じた場合に、その範囲内で将来の特定の目的のために積立 金を積み立てることができる。

- ※ 就労支援事業に係る工賃変動積立金及び設備等整備積立金の取扱いについては、会計 基準において取扱いが定められている。
- その他の積立金を計上する際は、積立ての目的を示す名称を付して、同額の積立資産を 積み立てること、また、積立金に対応する積立資産を取崩す場合には、当該積立金を同額 取崩すこととされている。
- 指導監査を行うに当たっては,その他の積立金について,理事会の決議に基づいているか, 積立ての目的を示す名称を付しているか、同額の積立資産が計上されているかを確認する。 併せて、積立資産について、残高証明書等により残高の裏付けがあるか、資産の種類に応じ た評価基準が選択されて、適切に評価されているか確認する。

主眼事項	着眼点	自己評価
(4)会計帳簿	<ul><li>1 会計帳簿の整備</li><li>(1) 各拠点ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成しているか。</li></ul>	いる・いない
	(2) 計算書類に係る各勘定科目の金額について主要簿と一致して いるか。	いる・いない
(5)附属明細書等	<ul><li>1 注記の作成</li><li>(1)注記に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。</li></ul>	いる・いない
	1.0.5	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 法人は、原則として、会計帳簿として各拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置き、これらの会計帳簿及び必要な補助簿の作成について経理規程等に定めることが求められる。また、会計帳簿は書面又は電磁的記録をもって作成し、法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその時から10年間、その会計帳簿及びその時から10年間、その会計帳簿及びその時がら10年間、その会計帳簿及びそのもり、基本財産(有形固定資産の管理については、固定資産管理台帳を作成し、基本財産(有形固定資産及び無形固定資産)に関する個々の資産の管理を行わなければならない。 ○ 法人は、会計帳簿に基づき計算書類を作成することとされており、計算書類を作成することとされており、計算書類におりる各勘定科目の金額は総勘定元帳等の金額と一致していなければならない。	経理規程等に定められた会計帳簿,計算 書類,固定資産管理 台帳		がイト <sup>*</sup> ライン (Ⅲ−3−(4)−1)
<ul> <li>○ 注記事項のうち下記については、計算書類における金額の補足であるため、計算書類の金額と一致していなければならない。</li> <li>・基本財産の増減の内容及び金額(注記事項の6)</li> <li>・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(注記事項の9)</li> <li>・債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(注記事項の10)</li> </ul>	計算書類、計算書類に対する注記(独立の注記)、計算書類(独立の注記)、計算を表現である注意を表現である。	運用上の取扱い 20 から 24 まで,別紙1,別紙2,	カ*イト* ライン (Ⅲ-3-(5)-1)

主則	艮事	Į.	Į.	着眼点	自己評価
				(2)計算書類の注記について注記すべき事項が記載	はされているか。 いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
O 計算書類においては、その内容を補足するために、法人全体及び拠点区分毎ごとに注記事項が次のとおり定められている。	全体), 計算書類に	運用上の取扱い 20 から	
なお、拠点区分が1つの法人は、法人全体と同一の内容となるため、拠点区分に関する注記は省略できることとされている。	対する注記(拠点区	24 まで, 別紙 1, 別紙 2,	

また、注記事項に該当がない場合には、事項によって、記載自体を省略できるものと「該当なし」と記載するものがあるため、留意する必要がある。

注記事項	法人 全体	拠点 区分	該当がな い 場合
1 継続事業の前提に関する注記	0	×	項目記載 不要
2 重要な会計方針	0	0	「該当なし」 と記載
3 重要な会計方針の変更	0	0	項目記載 不要
4法人で採用する退職給付制度	0	0	「該当なし」 と記載
5法人が作成する計算書類と拠点区分, サービス区分	0	0	「該当なし」 と記載
6基本財産の増減の内容及び金額	0	0	「該当なし」 と記載
7基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国 庫補助金等特別積立金の取崩し	0	0	「該当なし」 と記載
8担保に供している資産	0	0	「該当なし」 と記載
9 固定資産の取得価額,減価償却累計額及び当期末残 高(貸借対照表上,間接法で表示している場合は記載 不要)	0	0	項目記載不要
10 債権の金額, 徴収不能引当金の当期末残高, 当該債権の当期末残高(貸借対照表上, 間接法で表示している場合は記載不要)	0	0	項目記載 不要
11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額, 時価及 び評価損益	0	0	「該当なし」 と記載
12 関連当事者との取引の内容	0	×	「該当なし」 と記載
13 重要な偶発債務	0	×	「該当なし」 と記載
14 重要な後発事象	0	0	「該当なし」 と記載
15 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産,負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	0	0	「該当なし」と記載

主眼事項	着眼点	自己評価
	2 附属明細書の作成 (1)作成すべき附属明細書が様式に従って作成されているか。	いる・いない
	(2) 附属明細書に係る勘定科目と金額が計算書類と整合しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 法人が作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は次のとおり. 様式は,運用上の取扱いにおいて定められている(別紙3(①)から別紙3(⑩)まで)。	定款, 計算書類, 計 算書類の附属明細書	会計省令第30条, 運用上の取扱い25,別紙 3(①)から別紙3(⑩) まで	カ・イト・ライン (Ⅲ-3-(5)-2)

ただし、該当する事由がない場合は、当該附属明細書の作成は省略可能である。 また、一部の附属明細書(注1及び注2)については、複数の附属明細書のうちのいず れかを作成すればよい。

れい、と言葉すればよい。		
	法人全	拠点区
	体	分
1 借入金明細書	0	
2 寄附金収益明細書	0	
3 補助金事業等収益明細書	0	
4事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	0	
5事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書	0	
6基本金明細書	0	
7 国庫補助金等特別積立金明細書	0	
8基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書		0
9引当金明細書		0
10 拠点区分資金収支明細書		0
11 拠点区分事業活動明細書		0
12 積立金・積立資産明細書		0
13 サービス区分間繰入金明細書		0
14 サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書		0
15 就労支援事業別事業活動明細書		0
15-2 就労支援事業別事業活動明細書(多機能型事業所等用)		0
16 就労支援事業製造原価明細書		0
16-2 就労支援事業製造原価明細書(多機能型事業所等用)		0
17 就労支援事業販管費明細書		0
17-2 就労支援事業販管費明細書(多機能型事業所等用)		0
18 就労支援事業明細書		0
18-2 就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)		0
19 授産事業費用明細書		0

(注1) 10 拠点区分資金収支明細書 (別紙3 (⑩)) 及び11 拠点区分事業活動明細書 (別紙3 (⑪))

	10 拠点区分	11 拠点区分
	資金収支明細書	事業活動明細書
介護保険サービス及び障害福祉サービスを実施する拠点区分	省略可	要作成
子どものための教育・保育給付費, 措置費による事業を実施する拠点区分	要作成	省略可
上記以外の事業を実施する拠点	いずれか一方を省略可	
サービス区分が1つの拠点区分	どちらも省略可	

(注2) 就労支援事業に係る附属明細書(別紙3(⑮)-1から(⑪)-2まで)

	省略可能な事項等
作業種別ごとに区分することが困難な場合	作業種別の区分
サービス区分ごとに定める就労支援事業について,	・16 就労支援事業製造原価明細書及び 17 就労
各就労支援事業の年間売上高が 5000 万円以下であ	支援事業販管費明細書に代えて 18 就労支援事
って、多種少額の生産活動を行う等の理由により、	業明細書
製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困	・15-2 就労支援事業別事業活動明細書(多機
難な場合	能型事業所等)及び 17-2 就労支援事業販管費
	明細書(多機能型事業所等)に代えて 18-2 就
	労支援事業明細書 (多機能型事業所等)

O 附属明細書は計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであり、計算書類に おける金額と一致していなければならない。

主眼事項	着眼点	自己評価
	3 財産目録の作成 (1) 財産目録の様式が通知に則しているか。	いる・いない
	(2) 財産目録に係る勘定科目と金額が法人単位貸借対照表と整合 しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
O 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表科目、場所・物量等、取得年度、使用目的等、取得価額、減価償却累計額、貸借対照表価額を詳細に表示す	対照表,財産目録	34条まで, 運用上の取扱い26, 別紙4	ガイドライン (Ⅲ-3-(5)-3)

るために作成するものであり、様式は運用上の取扱い別紙4において定められている。また、基本財産については、定款の記載事項であることから、定款の規定と一致する必要がある。

### 【記載上の留意事項】

母子生活支援施設、婦人保護施設等の場所は公表することにより利用者の安全に支 障を来す恐れがあるため、これらの場所が記載された財産目録を公表する場合は取扱 いに留意する必要がある。

- 土地、建物が複数ある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載すること。
- 同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載すること。
- 科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させること。
- ・ 「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額 の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載す る。なお、負債については、「使用目的等」欄の記載を要しないこと。
- 「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意すること。
- 建物についてのみ「取得年度」欄を記載すること。
- ・ 減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄を記載すること。また、ソフトウエアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して 得た額を「減価償却累計額」欄に記載すること。
- 車輌運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輌番号は任意記載とすること。
- 預金に関する口座番号は任意記載とすること。
- O 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について、貸借対照表価額を表示するものであり、貸借対照表と整合がとれているものでなければならない。具体的には、貸借対照表科目と貸借対照表価額が、法人単位貸借対照表と一致していなければならないものであり、また、各合計欄(流動資産合計、基本財産合計、その他の固定資産合計、固定資産合計、資産合計、流動負債合計、固定負債合計、負債合計、差引純資産)についても、法人単位貸借対照表と一致していなければならない。なお、法人単位貸借対照表における勘定科目の金額を財産目録において拠点区分毎等に分けて記載した場合は小計欄と一致していなければならない。

主眼事項	着眼点	自己評価
4 その他 (1)特別の利益供 与の禁止	1 特別の利益供与 評議員、理事、監事、職員その他の政令で定める社会福祉法人の 関係者に対して特別の利益を与えていないか。	いない・いる

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
〇 法人は、公益性が高い法人として公費の 投入や税制優遇を受けていることから、当 該法人の評議員、理事、監事、職員その他 の関係者に対して特別の利益を与えては ならない(法第27条)。	等報酬基準,計算関		ガイドライン (Ⅲ−4−(1)−1)

【特別の利益を与えてはならない関係者の範囲(令第13条の2)】

- ① 当該社会福祉法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- ② ①の配偶者又は三親等内の親族
- ③ ①②と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合は、その法人が事業活動を支配する法人又は その法人の事業活動を支配する者として省令で定める者(規則第1条の3)
  - i 法人が事業活動を支配する法人 当該法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合(注2)における当該他の法人(第三項各号において「子法人」という。)と
  - ii 法人の事業活動を支配する者

する。

- 一の者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合 (注2)における当該一の者とする。
- (注2) 財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合は次のとおり。
  - ① 一の者又はその一若しくは二以上の子法人が社員総会その他の団体の 財務及び営業又は事業の方針を決定する機関における議決権の過半数を 有する場合
  - ② 評議員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える 場合
    - i 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の役員(理事, 監事, 取締役, 会計参与, 監査役, 執行役その他これらに準ずる者をいう。) 又は評議員
    - ii 一の法人又はその一若しくは二以上の子法人の職員
    - iii 当該評議員に就任した日前五年以内にイ又は口に掲げる者であつた 者
    - iv 一の者又はその一若しくは二以上の子法人によつて選任された者
    - v 当該評議員に就任した日前五年以内に一の者又はその一若しくは二 以上の子法人によつて当該法人の評議員に選任されたことがある者
- 〇 「特別の利益」とは、社会通念に照らして合理性を欠く不相当な利益の供与その他の優 遇をいう。

例えば、法人の関係者からの不当に高い価格での物品等の購入や賃借、法人の関係者に対する法人の財産の不当に低い価格又は無償による譲渡や賃貸(規程に基づき福利厚生として社会通念に反しない範囲で行われるものを除く。)、役員等報酬基準や給与規程等に基づかない役員報酬や給与の支給というような場合は該当すると考えられる。

法人は、関係者に対する報酬、給与の支払や法人関係者との取引に関しては、報酬等の 支払が役員等報酬基準や給与規程等に基づき行われていることや、これらの規程の運用に ついて根拠なく特定の関係者が優遇されていないこと、取引が定款や経理規程等に定める 手続を経て行われていること等関係者への特別の利益の供与ではないことについて、説明 責任を負うものである。

主眼事項	着眼点	自己評価
(2)社会福祉充実計画	1 社会福祉充実計画に伴う事業 社会福祉充実計画に定める事業が計画に沿って行われている か。	いる・いない
(3)情報の公表	1 情報の公表 法令に定める事項について、インターネットを利用して公表しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 法人は、毎会計年度、貸借対照表の資産 の部に計上した額から負債の部に計上し た額を控除して得た額が事業継続に必要 な財産額(以下「控除対象財産」という。)	社会福祉充実計画, 事業報告,計算書類 等	法第55条の2第11項	カ゛イト゛ライン (Ⅲ-4-(2)-1)
を上回るかどうかを算定しなければならな福祉充実残額」という。)がある場合には、は公益事業の充実又は新規事業の実施に関を策定し、これに基づく事業(以下「社会ない(法第55条の2)。これは、社会福祉を原資とするものであることから、法人がともに、社会福祉充実計画の策定プロセスの説明責任の強化を図るために行うもので、法人は、社会福祉充実計画の作成に当た、域協議会の意見聴取(地域公益事業を社会社会の承認を経て、評議員会の承認を受けたよの2)。また、社会福祉充実残額の算定が適正に行われているかについては、所轄がある。	これを財源として、民する計画(以下「社会)を主き、大変を主き、大変を主き、大変を表が、ないので、大変をでいる。というでは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、大変を	死存の社会福祉事業若しく福祉充実計画」という。)。)を実施しなければなら金や保険料といった公費住民に改めて還元する法といて、国民に対する法人は税理士等の意見聴取、地まる場合に限る。)及び理事ではる必要がある(法第55所轄庁に届出ることとされての手続きであるに当たっての手続き	
○ 法人の公益性を踏まえ、法人は、次の事項について、遅滞なくインターネットの利用により公表しなければならない(法第59条の2第1項、規則第10条第1項)。		法第59条の2, 規則第10条	カ゛イト゛ライン (Ⅲ−4−(3)−1)
<ul> <li>定款の内容(所轄庁に法人設立若しくったとき)</li> <li>役員等報酬基準(評議員会の承認を受・法第59条による届出をした書類のうちたとき)</li> <li>【厚生労働省令で定める書類(規則第10・計算書類・役員等名簿・現況報告書(規則第2条の41第1【現況報告書の様式】 「社会福祉法人が届け出る「事業29日付け雇児発0329第6号・社援金雇用均等・児童家庭局長及び社会・</li> </ul>	けたとき) 5、厚生労働省令で定め 3条第3項)】 号から 13 号まで及び の概要等」等の様式に 発 0329 第 48 号・老発	かる書類の内容(届出をし 第 16 号に掲げる事項) ついて」(平成 29 年 3 月 0329 第 30 号, 厚生労働省	

による。 なお、公表の範囲については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利 利益が害されるおそれがある部分を除く。

【法人の運営に係る重要な部分ではないことによる省略】

計算書類及び役員等名簿については想定されないが、現況報告書の様式はこの規 定を踏まえ定められている。

【個人の権利利益が害されるおそれがある部分】

役員等名簿における個人の住所の記載や現況報告書における母子生活支援施設, 婦人保護施設等の所在地(公表することにより個人又は利用者の安全に支障を来す 恐れがある)がある。

〇 インターネットの利用による公表については、原則として、法人(又は法人が加入する 団体)のホームページへの掲載によるが、計算書類及び現況報告書については、「社会福 祉法人の財務諸表等電子開示システム」に記録する方法による届出を行い、内容が公表さ れた場合には、インターネットの利用による公表が行われたものとみなされる(規則第 10 条第3項)。

主眼事項	着眼点	自己評価
(4) その他	1 サービスの質の向上を図るための措置 福祉サービス第三者評価事業による第三者評価の受審等の福祉 サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置 を講じているか。	
	2 苦情解決 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われて	いる・いない
	いるか。	
	1.1.7	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項
○ 社会福祉事業の経営者は、自らその提供 する福祉サービスの質の評価を行うこと その他の措置を講ずることにより、常に福	第三者評価の結果報 告書等		がイト <sup>*</sup> ライン (Ⅲ−4−(4)−1)
祉サービスを受ける者の立場に立って良質ければならない(法第78条第1項)。 福祉サービス第三者評価事業は、福祉サ正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客ける問題点を把握した上、サービスの質のことにより、利用者のサービス選択に資すいては、当該事業による第三者評価(以下サービスの質の向上を図るための措置を講	ービスを提供する事業 観的な立場から評価し 向上に結びつけること ることを目的としてい ,「第三者評価」とい	所のサービスの質を公 , 事業者が施設運営にお 及び受審結果を公表する るものであり, 法人にお	
O 第三者評価の受審等については、実施し 法人は社会福祉事業の主な担い手として、 提供するための取組として積極的に行うべ も、監査周期の延長に関する判断基準の一	その事業の質の向上を きものであって、実施	と図り、適切なサービスを	
〇 社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない(法第82条)。 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」(平成12年6月7日付け障第452号・社援第1352号・老発第	苦情解決責任者、苦 情受付担当者、第三 者委員の任命に関す る書類、苦 関する規程類、 が が が が が が が が の 問 が り の に り の と 情解 決 の 仕 り の と も に り の と も に り の と も り の と り り の し し り り し り り し り り り り り り り り り	法第82条	カ* イト* ライン (Ⅲ-4- (4) -2)
514号・児発第 575 号厚生省大臣官房障害係長及び児童家庭局長連名通知)において定この苦情解決の仕組みを整備し、活用するめていくことが求められる。  〇 苦情解決の仕組みの整備については、苦	められているところで ことにより利用者から	あり, 法人においては, の苦情の適切な解決に努	
用者等への周知を行うことか求められる。	決の責任主体を明確に を任命するとともに, した適切な対応を推進	するための苦情解決責任 苦情解決に社会性や客観 するため、複数の第三者	
※ 第三者委員には、苦情解決を円滑・ らの信頼性を有する者であることが求 児童委員、大学教授、弁護士などが想 人の業務執行や福祉サービスの提供に は、認められる。	められるものであり, 定される。なお, 法人 直接関係しない者 (評	社会福祉士,民生委員・ の関係者であっても,法	
<ul> <li>苦情解決の手順としては、次のような</li> <li>1 施設内への掲示、パンフレットの配布等者及び第三者委員の氏名・連絡先や、苦情</li> <li>② 苦情受付担当者又は第三者委員による利記録</li> <li>③ 受け付けた苦情の苦情解決責任者及び第</li> </ul>	による利用者に対する苦 解決の仕組みについての 用者等からの苦情受付, <sup>:</sup>	周知 苦情の受付内容と対応方法の	
を明確に拒否する意思表示をした場合を除 ④ 苦情解決責任者による苦情申出人との話 は、必要に応じて第三者委員の助言を求め ⑤ ④で解決できない場合は第三者委員の立 ⑥ 「事業報告書」や「広報誌」等に実績を	し合いによる解決 (苦情 ることができる。) ち会い		

主眼事項	着眼点	自己評価
	3 登記事項の変更 (1) 登記事項(資産の総額を除く)について変更が生じた場合, 2週間以内に変更登記をしているか。	いる・いない
	(2) 資産の総額については、会計年度終了後3か月以内に変更登記をしているか。	いる・いない
	4 契約等	
	(1) 法人印及び代表者印の管理について管理が十分に行われているか。	いる・いない
	(2) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その範囲を明 確に定めているか。	いる・いない
	(3) 随意契約を行っている場合は一般的な基準に照らし合わせて 適当か。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令	特記事項

- 〇 苦情解決の取組については、その取組を行わないことが社会福祉法に違反するものではないが、法人は社会福祉事業の主な担い手として、その事業の質の向上を図り、適切なサービスを提供するための取組として積極的に行うべきものであって、実施要綱3の(3)において、監査周期の延長に関する判断基準の一つである。
  - ※ 福祉各法において、社会福祉施設等の基準として、苦情解決の取組を行う義務が定められている場合がある。法人監査において、法人が運営する社会福祉施設等において苦情解決の取組がなされていないことにより当該施設等の基準違反の疑いがあることを確認した場合には、当該社会福祉施設等に対する権限を有する行政庁に通報する等必要な対応を行うこと。
- 〇 法人は、その主たる事務所の所在地にお いて設立の登記をすることによって成立 する(法第34条)こととされている。登 記事項の変更がある場合は、政令に定める ところ(注1、注2)により、変更の登記 をしなければならない(法第29条第1 項)。

登記簿謄本,登記手 法第29条, 続の関係書類等 組合等登記令(昭和39年 政令第29号) カ イト ライン (Ⅲ-4-(4)-3)

# 【政令に定める登記事項(組合等登記令第2条及び別表)】

- ①目的及び業務
- **②**名称
- ③事務所の所在場所
- ④代表権を有する者の氏名,住所及び 資格
- ⑤存続期間又は解散の事由を定めたと きは、その期間又は事由
- ⑥資産の総額

## 【変更登記の期限 (組合等登記令第3条)】

- ・ 資産の総額以外の登記事項の変更については、変更が生じたときから2週間以内
- ・ 資産の総額については、毎事業年度の末日から3月以内(毎年度6月末まで)

### 【法人の代表権を有する者】

#### 理事長のみ

- ※ 平成 28 年改正法施行前に、複数の理事が代表者として登記されていた法人にあっては、平成 28 年改正後施行後に理事長を選任した後、理事長以外の理事は代表権を有しないこととなり(平成 28 年改正法附則第 15 条)、理事長以外の代表者登記は抹消しなければならないことに留意すること。
- 法人印及び代表者印の管理について管理者が定められているかなど管理が十分に行われているか確認する。

契約書,見積書,稟 入札通知 議書等 徹底通知

徹底通知5の(2)ウ, (6)エ カ゛イト゛ ライン (Ⅲ -4- (4) -4)

- 理事長が契約について、職員に委任する場合には経理規程等によりその範囲を明確に定める必要がある。指導監査において、理事長が契約について職員に委任している場合は、経理規程等によりその範囲を明確に定めているか確認する。
- 随意契約を行っている場合は、入札通知により適正に行われているか確認する。
- 入札契約が適正に行われているかの確認は、該当書類の一定部分の抽出をすることにより 行うことができる。
- 確認する範囲の抽出については、過去に是正指導を行った内容に関するもの、法人運営において重要であると考えられるものとするなど、効果的・効率的に確認を行うことができる。